

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 策内容 のNo ①	基本組 本組 策内容 のNo ②	基本組 本組 策内容 のNo ③	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業							
							局	課	新規・ 拡充・ 見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容		
1	1	子ども・子育て支援	1	-	-	教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」	こども未来局	幼保支援課	拡充	B	資料4に記載	/	B	資料4に記載	/	教育・保育施設による保育の「量」の拡充	確保方策に基づき、認定こども園及び保育園による保育の「量」の拡充を認めます。（確保方策：P43参照）	地域型保育事業による保育の「量」の拡充	確保方策に基づき、地域型保育事業による保育の「量」の拡充を認めます。（確保方策：P43参照）				
2	1	子ども・子育て支援	2	-	①	放課後児童クラブ（子どもルーム）	こども未来局	健全育成課	拡充	B	資料5に記載	/	B	資料5に記載	/	放課後児童クラブ（子どもルーム）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。（確保方策：P45参照）						
3	1	子ども・子育て支援	2	-	②	延長保育事業	こども未来局	幼保運営課	拡充	B	資料5に記載	/	B	資料5に記載	/	延長保育事業	認定こども園、保育園等において、保育認定を受けた子どもに対し通常の利用時間以外の時間に保育を実施します。（確保方策：P45参照）						
4	1	子ども・子育て支援	2	-	③-1	一時預かり事業（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育	こども未来局	幼保支援課	拡充	B	資料5に記載	/	B	資料5に記載	/	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。（確保方策：P46）						
5	1	子ども・子育て支援	2	-	③-2	一時預かり事業（幼稚園型以外）	こども未来局	幼保運営課	拡充	B	資料5に記載	/	C	資料5に記載	/	一時預かり事業	再掲（9）						
6	1	子ども・子育て支援	2	-	④	ファミリー・サポート・センター事業	こども未来局	幼保支援課	拡充	B	資料5に記載	/	C	資料5に記載	/	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。（確保方策：P47参照）						
7	1	子ども・子育て支援	2	-	⑤	病児保育事業	こども未来局	幼保支援課		B	資料5に記載	/	C	資料5に記載	/	病児保育事業	病児・病後児について、病院、保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。（確保方策：P47参照）						
8	1	子ども・子育て支援	2	-	⑥	地域子育て支援拠点事業	こども未来局	幼保支援課		B	資料5に記載	/	B	資料5に記載	/	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。（確保方策：P48参照）						
9	1	子ども・子育て支援	2	-	⑦-1	利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）	こども未来局	幼保支援課		B	資料5に記載	/	B	資料5に記載	/	利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。（確保方策：P48参照）						
10	1	子ども・子育て支援	2	-	⑦-2	利用者支援事業（母子健康包括支援センター）	保健福祉局	健康支援課	拡充	B	資料5に記載	/	B	資料5に記載	/	利用者支援事業（母子健康包括支援センター）	妊娠届出時に全妊婦へ保健師又は助産師による面接を実施するほか、妊娠・出産・子育ての相談に応じるとともに、保健福祉サービス等の情報提供を行い、関係機関と連携を図りながら安心して子育てができるよう包括的な支援を行います。（確保方策：P49参照）						

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 策内容 のNo ①	基本組 本組 策内容 のNo ②	基本組 本組 策内容 のNo ③	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業							
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容		
11	1	子ども・子育て支援	2	-	⑧-1	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・ショートステイ）	こども未来局	こども家庭支援課	拡充	B	資料5に記載		B	資料5に記載		子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行います。（確保方針：P49参照）						
12	1	子ども・子育て支援	2	-	⑧-2	子育て短期支援事業（夜間看護等事業・トワイライトステイ）	こども未来局	こども家庭支援課	拡充	B	資料5に記載		B	資料5に記載		子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者の就労等の理由により、夜間や休日に家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行います。（確保方針：P49参照）						
13	1	子ども・子育て支援	2	-	⑨	妊婦健康診査	保健福祉局	健康支援課		B	資料5に記載		B	資料5に記載		妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び前進を図るため、医療機関に委託し、妊娠中の健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を行います。（確保方針：P50参照）						
14	1	子ども・子育て支援	2	-	⑩	乳児家庭全戸訪問事業	保健福祉局	健康支援課		B	資料5に記載		B	資料5に記載		乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の乳児のいる全課程に対し、保健師や助産師等が訪問し、健康状態の確認、健康や子育てに関する相談、子育て支援に関する情報提供を行います。（確保方針：P50参照）						
15	1	子ども・子育て支援	2	-	⑪-1	養育支援訪問事業	保健福祉局	健康支援課		B	資料5に記載		B	資料5に記載		養育支援訪問事業	育児不安・育児ストレスや孤立感を抱える家庭や乳幼児健康診査未受診家庭に対し、養育支援員が家庭訪問し、子育ての相談に応じ、乳幼児健康診査の受診勧奨等を行います。（確保方針：P51参照）						
16	1	子ども・子育て支援	2	-	⑪-2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	こども未来局	こども家庭支援課		B	資料5に記載		B	資料5に記載		子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	児童虐待・DVを防止するため、専門職連携し、支援内容・関係機関等との連携を強化します。	要保護児童対策及びDV防止地域協議会	児童虐待・DVを防止するため、関係機関・団体等が要保護児童等の情報を共有し、支援内容を協議します。	子ども家庭支援総合支援拠点事業	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般からより専門的な対応や必要の継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各區に設置します。		
17	1	子ども・子育て支援	2	-	⑫	実費徴収に係る補正給付を行う事業	こども未来局	幼保運営課 幼保支援課		B	資料5に記載		B	資料5に記載		実費徴収に対する補正給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等を助成します。						
18	1	子ども・子育て支援	2	-	⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	こども未来局	幼保支援課 幼保運営課 幼保指導課			資料5に記載			資料5に記載		多様な事業者の参入促進・能力活用事業	認定こども園、保育園等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した認定こども園、保育園等の設置又は運営を促進します。						
19	1	子ども・子育て支援	3	1	⑰	私立幼稚園及び民間保育園に対して認定こども園の意義について周知すること、認定こども園への移行を希望する事業者からの相談に丁寧に対応すること、認定こども園に移行する際に必要となる費用を助成すること等により認定こども園への円滑な移行を支援します。	こども未来局	幼保支援課		B	個別の移行相談に応じた。 なお、令和6年度においては、令和7年4月1日に認定こども園への移行できるよう11園に対し、対応を行った。また、移行園が実施する保護者説明会に同席し、認定こども園の運営、利用手続、保育料等について周知を行った。	令和7年4月1日時点の認定こども園数 幼保連携型 15園（私立） 幼稚園型 37園（私立） 保育所型 2園（公立） 保育所型 1園（私立） 地方裁量型 1園（私立）	B	個別の移行相談に応じた。 なお、計画期間内においては、認定こども園への移行できるよう17園に対し、対応を行った。また、移行園が実施する保護者説明会に同席し、認定こども園の運営、利用手続、保育料等について周知を行った。	令和7年4月1日時点の認定こども園数 幼保連携型 15園（私立） 幼稚園型 37園（私立） 保育所型 2園（公立） 保育所型 1園（私立） 地方裁量型 1園（私立）	私立幼稚園及び民間保育園に対する認定こども園の意義について周知、認定こども園への移行を希望する私立幼稚園及び民間保育園からの相談への丁寧な対応等により、私立幼稚園及び民間保育園から認定こども園への円滑な移行を支援する。	認定こども園移行のための施設整備・改修補助						

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 施策内容 のNo.①	基本組 施策内容 のNo.②	基本組 施策内容 のNo.③	基本施策の取組内容③	実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業								
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容
20	1	子ども・子育て支援	3	2	①	市内の認定こども園と連携し、教育・保育の実践例・多様な保護者ニーズの把握など、具体的な施設運営に係る調査・研究を行い、認定こども園、幼稚園、保育園とのノウハウの共有を図ります。	こども未来局	幼保指導課		B	市内の認定こども園、保育園、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設を対象とした、保育内容現場研修を開催し、教育・保育の実践例など、ノウハウの共有を図った。	民間施設14か所、公立施設15か所実施	B	市内の認定こども園、保育園、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設を対象とした、保育内容現場研修を開催し（民間施設14か所、公立施設15か所実施）、教育・保育の実践例など、ノウハウの共有を図った。	R3:なし R4:公立15か所 R5:公立15か所 R6:公立15か所 民間11か所 民間14か所 民間12か所	認定こども園における施設運営に係る調査・研究	市内の認定こども園と連携し、教育・保育の実践例・多様な保護者ニーズの把握など、具体的な施設運営に係る調査・研究を行い、認定こども園、幼稚園、保育園とのノウハウの共有を図ります。				
21	1	子ども・子育て支援	3	3	①	公立・民間の認定こども園における実践例を踏まえつつ、保護者等に対する周知・広報を行い、認定こども園の意義や子どもにとってのメリットの浸透を図ります。	こども未来局	幼保支援課		B	4月の一斉入所に向けた案内に認定こども園の概要を記載した資料を合わせて配布した。	—	B	4月の一斉入所に向けた案内に認定こども園の概要を記載した資料を合わせて配布した。	—	認定こども園に関する保護者に対する普及啓発	公立・民間の認定こども園における実践例を踏まえつつ、保護者等に対する周知・後方を行い、認定こども園の意義や子どもにとってのメリットの浸透を図ります。				
22	1	子ども・子育て支援	4	1	①	「千葉市幼・保・小連携教育推進協議会」における推進指定校を中心としたモデル事業の実施により、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校における子ども同士の交流や、職員同士の交流を促進します。	教育委員会	教育指導課		B	・千葉市幼・保・小・小連携教育推進協議会を年2回実施した。 ・推進校（小学校）を各区2校ずつ指定し、近隣幼稚園・保育所等と交流活動を実施した。	推進指定校 12校 幼稚園・保育所等 26施設	B	・千葉市幼・保・小・小連携教育推進協議会を年2回実施した。 ・推進校（小学校）を各区2校ずつ指定し、近隣幼稚園・保育所等と交流活動を実施した。	推進指定校 のべ60校 幼稚園・保育所等 のべ150施設	千葉市幼・保・小連携教育推進協議会の実施	推進指定校を中心としたモデル事業の実施により、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校における子ども同士の交流や、職員同士の交流を促進します。				
23	1	子ども・子育て支援	4	2	①	幼保小連携・接続の推進として、「アプローチカリキュラム」の普及を進めるとともに、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携・交流活動の定着化・活性化を図るほか、職員同士の情報交換会の開催、家庭と保護者に対する啓発・支援を行います。また中長期的指針の策定について検討します。	こども未来局	幼保支援課		C	幼保小小間の連携・交流活動の普及・定着化として、小学校教諭と保育士との意見交換会を実施できなかった。 家庭向け啓発リーフレットを配布した。 当該HP上で、小学校1年生保護者、小学校2年生に対して実施したアンケート結果を公開し、新1年生保護者に向けて情報を発信した。	リーフレット 全年長児	B	幼保小小間の連携・交流活動の普及・定着化として、小学校教諭と保育士との意見交換会を実施した。 家庭向け啓発リーフレットを配布した。 HP上で新1年生保護者に向けて情報を発信した。	リーフレット 全年長児	幼保小連携・接続の推進	「アプローチカリキュラム」の普及を進めるとともに、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携・交流活動の定着化・活性化を図るほか、家庭と保護者に対する啓発・支援を行います。また、中長期的指針の策定について検討します。	情報交換会の開催	幼児教育と小学校教育とのつながりを強化するとともに、幼児教育の質の向上を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の教職員同士の連携強化を進めるとともに、		
24	1	子ども・子育て支援	5	—	—	幼児教育・保育の無償化において、保護者の利便性を向上するため、可能な限り施設を通じて保護者への周知や申請書等の取りまとめを行うほか、幼稚園や認可外保育施設等については、年4回の給付（幼稚園の入園料、保育料については、代理受領、その他は償還払い）を実施します。また、無償化の実施状況を踏まえ、施設や保護者の事務負担軽減や利便性向上のため、給付方法について検討します。	こども未来局	幼保運営課 幼保支援課		B	【幼保運営課】 年4回四半期ごとの償還払いを実施した。 【幼保支援課】 幼稚園に対し、年4回の代理受領を実施した。預かり保育等を利用した保護者に対し、年4回償還払いを実施した。	各種決算額（単位千円） 預かり保育（新制度移行幼稚園）5,474 預かり保育（認定こども園）30,131 認可外保育施設 56,125 一時預かり事業 1,349 新制度未移行幼稚園 1,705,675 特別支援学校幼稚園部 7 預かり保育（新制度未移行幼稚園）79,703 病児・病後児保育事業 0 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）76 計 1,971,543	B	【幼保運営課】 年4回四半期ごとの償還払いを実施した。 【幼保支援課】 幼稚園に対し、年4回の代理受領を実施した。預かり保育等を利用した保護者に対し、年4回償還払いを実施した。	計画期間中の各種決算額の総計（単位千円） 預かり保育（新制度移行幼稚園）15,110 預かり保育（認定こども園）110,523 認可外保育施設 314,929 一時預かり事業 8,604 新制度未移行幼稚園 28,421,144 特別支援学校幼稚園部 31 預かり保育（新制度未移行園幼稚園）402,388 病児・病後児保育事業 46 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）985 計 29,722,926	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	幼児教育・保育の無償化において、保護者の利便性を向上するため、可能な限り施設を通じて保護者への周知や申請書等の取りまとめを行うほか、幼稚園や認可外保育施設等については、年4回の給付（幼稚園の入園料・保育料については、代理受領、その他は償還払い）を実施します。また、無償化の実施状況を踏まえ、施設や保護者の事務負担軽減や利便性向上のため、給付方法について検討します。				
25	1	子ども・子育て支援	6	1	①	公立保育所（認定こども園を含む）における職種別研修や非常勤職員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。	こども未来局	幼保指導課		B	幼保指導課主催として、集成型研修とオンライン研修を行うなど多様な実施を行った。	職種別研修73回	B	幼保指導課主催として、集成型研修とオンライン研修を行うなど多様な実施を行った。	R2:25回 R3:36回 R4:66回 R5:72回 R6:73回	公立保育所職員研修事業	公立保育所（認定こども園を含む）における職種別研修や非常勤職員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。				
26	1	子ども・子育て支援	6	1	②	教育・保育関係団体が会員を対象として開催する研修の実施を支援し、必要な知識や技能の習得を促進します。	こども未来局	幼保支援課 幼保指導課		B	公益社団法人千葉市民間保育園協議会及び公益社団法人千葉市幼稚園協会が実施する研修に係る費用について、補助を行った。千葉市保育協議会主催で、公立保育所・認定こども園の他、民間保育園等も対象として、必要な知識や技能取得のための研修を行った。	千葉市幼稚園協会補助 6,000千円 千葉市民間保育園協議会補助 3,610千円 計10回（集合研修、または動画配信）	B	公益社団法人千葉市民間保育園協議会及び公益社団法人千葉市幼稚園協会が実施する研修に係る費用について、補助を行った。千葉市保育協議会主催で、公立保育所・認定こども園の他、民間保育園等も対象として、必要な知識や技能取得のための研修を行った。	千葉市幼稚園協会補助 6,000千円 千葉市民間保育園協議会補助 R2：919千円、R3：935千円 R4：1,778千円、R5：1,720千円 R6：3,610千円	千葉市保育協議会保育所保育士等研修委託事業	千葉市保育協議会が会員を対象として開催する研修等を実施する研修等の実施を支援するための補助金を交付し、必要な知識や技能の習得を促進します。	千葉市民間保育園協議会研修補助事業	千葉市民間保育園協議会が会員を対象として開催する研修等を実施する研修等の実施を支援するための補助金を交付し、必要な知識や技能の習得を促進します。	千葉市幼稚園協会研修等補助事業	千葉市幼稚園協会が会員を対象として開催する研修等の実施を支援するための補助金を交付し、必要な知識や技能の習得を促進します。

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 実施内容 のNo.①	基本組 実施内容 のNo.②	基本組 実施内容 のNo.③	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業								
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容			
27	1	子ども・子育て支援	6	1	③	施設の種別を越えた合同研修を実施し、教育・保育の質の向上を図るとともに、職員間の交流や知識・ノウハウの共有を促進します。	こども未来局	幼保支援課 幼保指導課		B	【幼保支援課】 小学校教諭と保育士と幼稚園教諭との合同研修会の中で意見交換を行い、アドバイザーによる講評を行った。 【幼保指導課】 幼保指導課主催研修や現場研修、各区アレルギー研修を開催し、公立保育所・認定こども園の他、民間保育園等職員を対象とした研修を行った。	【幼保支援課】 ・合同研修会：1回 【幼保指導課】 ・幼保指導課主催研修：22回 ・現場研修：27か所 ・各区アレルギー対応研修：6回	B	【幼保支援課】 小学校教諭による保育見学や合同研修の中で、意見交換を行った。 【幼保指導課】 幼保指導課主催研修や現場研修、各区アレルギー研修を開催し、公立保育所・認定こども園の他、民間保育園等職員を対象とした研修を行った。	【幼保支援課】 R2：幼保指導課主催研修8回 (集合+動画)現場研修実施なし 各区アレルギー対応研修1回(動画) R3：幼保指導課主催研修16回 (集合+動画)現場研修実施なし 各区アレルギー対応研修6回 R4：幼保指導課主催研修20回 現場研修26回 各区アレルギー対応研修6回 R5：幼保指導課主催研修22回 現場研修29回 各区アレルギー対応研修6回 R6：幼保指導課主催研修22回 現場研修27か所 各区アレルギー対応研修6回	保育園・幼稚園等合同研修事業	施設の種別を越えた合同研修を実施し、教育・保育の質の向上を図るとともに、職員間の交流や知識・ノウハウの共有を促進します。							
28	1	子ども・子育て支援	6	1	④	教育・保育人材の自己評価を通じて、資質の向上を図ります。	こども未来局	幼保指導課		B	公立保育所では全施設実施している。民間園については巡回の際に確認・助言を行っている。	-	B	公立保育所では全施設実施している。民間園については巡回の際に確認・助言を行っている。	-	教育・保育人材の自己評価の実施	教育・保育人材の自己評価を通じて、資質の向上を図ります。							
29	1	子ども・子育て支援	6	1	⑤	教育・保育関係団体非加盟園、地域型保育事業、認可外保育施設等の職員に対する研修の機会を創出し、受講を促進します。	こども未来局	幼保指導課		B	幼保指導課主催として、集合型研修とオンライン研修を行うなど多様な実施を行った。	職種別研修46回	B	幼保指導課主催として、集合型研修とオンライン研修を行うなど多様な実施を行った。	-	教育・保育関係団体非加盟園等に対する研修機会の創出	教育・保育関係団体非加盟園、地域型保育事業、認可外保育施設等の職員に対する研修の機会を創出し、受講を促進します。							
30	1	子ども・子育て支援	6	1	⑥	教育・保育人材の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討・実施します。	こども未来局	幼保指導課	新規		資料2に記載			資料2に記載		教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり	教育・保育人材の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討・実施します。							
31	1	子ども・子育て支援	6	1	⑦	上記のほか、相互連携協定を提携した市内の短期大学と連携し、教育・保育人材の資質向上策を検討します。	こども未来局	(幼保支援課) 幼保指導課		B	相互連携協定に基づき、子育て支援員研修(基本部分)、保育士等キャリアアップ研修、潜在保育士・看護師再就職支援研修、サバティカル研修を実施した。	-	B	相互連携協定に基づき、子育て支援員研修(基本部分)、保育士等キャリアアップ研修、潜在保育士・看護師再就職支援研修、サバティカル研修を実施した。	-	市内短期大学との連携による教育・保育人材の資質向上策の検討	相互連携協定を提携した市内短期大学と連携し、教育・保育人材の資質向上策を検討・実施します。							
32	1	子ども・子育て支援	6	2	①	幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭」を確保するため、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有を促進します。	こども未来局	幼保支援課 幼保運営課		C	幼稚園免許所有者で、保育士資格を新たに取得するための受講料助成を募集し応募がなかったが、今後も周知・実施を継続する。	-	B	幼稚園免許所有者で、保育士資格を新たに取得するための受講料助成を実施した。今後も周知・実施を継続する。	1名保育士資格を取得	保育教諭確保のための保育士資格取得補助事業	幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭」を確保するため、職員が保育士資格取得を推進する民間保育園に対し、単位取得のための受講料及び代替職員の人材確保費用を補助します。	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得補助事業	幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭」を確保するため、職員が保育士資格取得を推進する民間保育園に対し、単位取得のための受講料及び代替職員の人材確保費用を補助します。					
33	1	子ども・子育て支援	6	2	②	認可外保育施設の認可化にあたり、職員の保育士資格取得を促進します。	こども未来局	幼保運営課		B	認可外保育施設の認可化にあたり、職員の保育士資格取得を促進した。	適宜制度の周知を実施	B	認可外保育施設の認可化にあたり、職員の保育士資格取得を促進した。	適宜制度の周知を実施	認可外保育施設保育士資格取得支援事業	認可外保育施設が認可保育園に移行することによって必要となる保育士を確保するため、職員の保育士資格取得を推進する施設に対し、単位取得のための受講料及び代替職員の人材確保費用を補助します。							
34	1	子ども・子育て支援	6	2	③	いわゆる「潜在保育士」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援策を検討・実施します。	こども未来局	幼保指導課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		「潜在保育士」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援	「潜在保育士」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援策を検討・実施します。							
35	1	子ども・子育て支援	6	2	④	県内外の幼稚園教諭・保育士養成施設の在校生・卒業生に対するPR活動を強化し、市内の認定こども園、幼稚園、保育園等への就職を促進します。	こども未来局	幼保指導課		B	人事委員会と連携し、保育士養成施設に対して出張保育士就職説明会を実施したほか、他団体が主催する就職セミナー等に出席し、本市公立保育所のPRを行った。	県内養成校 9か所 県外養成校 1か所 養成校以外が主催する説明会への参加 3回 千葉市が主催する説明会への参加 1回 延参加人数 272人	B	人事委員会と連携し、保育士養成施設に対して出張保育士就職説明会を実施したほか、他団体が主催する就職セミナー等に出席し、本市公立保育所のPRを行った。	説明会等回数・参加人数 R2:7回 340人 R3:11回 383人 R4:10回 236人 R5:8回 220人 R6:13回 293人	幼稚園教諭・保育士養成施設に対するPR採用PR	県内外の幼稚園教諭・保育士養成施設の在校生・卒業生に対するPR活動を強化し、市内の認定こども園、幼稚園、保育園等への就職を促進します。							
36	1	子ども・子育て支援	6	2	⑤	市内の認定こども園、保育園等に就労(内定含む)の保育士資格保有者、市内の子どもルームに就労(内定含む)する指導員について、認定こども園、保育園等利用選考における優先度を高め、保育現場への就労を促進します。	こども未来局	幼保運営課		B	父母いずれかが保育士等(※)の資格を有しており、かつ管内保育施設(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、千葉市保育士養成施設、企業主導型事業所内保育事業)で月64時間以上就労する場合は、選考上優先扱いとした。 ※保育士、幼稚園教諭、保育教諭が対象となる。ただし、幼稚園教諭及び保育教諭については、千葉市の管内の認定こども園で勤務(予定)する者に限る。	令和6年4月一斉入所 135人	B	父母いずれかが保育士等(※)の資格を有しており、かつ管内保育施設(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、千葉市保育士養成施設、企業主導型事業所内保育事業)で月64時間以上就労する場合は、選考上優先扱いとした。 ※保育士、幼稚園教諭、保育教諭が対象となる。ただし、幼稚園教諭及び保育教諭については、千葉市の管内の認定こども園で勤務(予定)する者に限る。	令和2年4月一斉入所 110人 令和3年4月一斉入所 116人 令和4年4月一斉入所 134人 令和5年4月一斉入所 137人 令和6年4月一斉入所 135人	市内認定こども園、保育園等に就労する保育士資格保有者の保育園等の優先利用	市内の認定こども園、保育園等に就労(内定含む)の保育士資格保有者について、認定こども園、保育園等利用選考における優先度を高め、保育現場への就労を促進します。							

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 施内容 のNo ①	基本組 本組 施内容 のNo ②	基本組 本組 施内容 のNo ③	基本施策の取組内容③	所管課		新規・拡充・見直し	実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業							
							局	課		評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容		
37	1	子ども・子育て支援	6	2	⑥	「子育て支援員」制度の活用により、子育て経験豊かな世代等を活用して、認定こども園、保育園等に従事する人材の確保を図ります。	こども未来局	幼保指導課		B	・市内三短期大学により設立されたNPO法人千葉市保育士研修センターMANABI及び（株）ホビンスプロフェッショナルに委託し子育て支援員研修（地域保育コースの地域型保育及び一時預かり事業）を実施した。 ・子育て支援員研修（基本研修及び専門研修）を修了した者に対し、子育て支援員として修了証書を交付した。	【開催回数】 基本研修2回、専門研修2回 参加人数計 97人	B	・市内三短期大学により設立されたNPO法人千葉市保育士研修センターMANABI及び子育て支援員研修開催実績のある業者に委託し子育て支援員研修（地域保育コースの地域型保育及び一時預かり事業）を実施した。 ・子育て支援員研修（基本研修及び専門研修）を修了した者に対し、子育て支援員として修了証書を交付した。	【受講者数・修了者数】 R2：157人・136人 R3：157人・119人 R4：112人・76人 R5：102人・78人 R6：97人・83人	子育て支援員による人材確保	「子育て支援員」制度の活用により、子育て経験豊かな世代等を活用して、認定こども園、保育園等に従事する人材の確保を図ります。						
38	1	子ども・子育て支援	6	2	⑦	認定こども園・保育園等に勤務する職員の出産や疾病等による離職を抑制するとともに、当該職員が休暇を取得している間の施設の負担を軽減するため、代替職員の雇用を支援します。	こども未来局	幼保運営課		B	認定こども園・保育園等に勤務する職員の出産や疾病等による離職を抑制するとともに、当該職員が休暇を取得している間の施設の負担を軽減するため、代替職員の雇用を支援した。	決算額：0千円	B	認定こども園・保育園等に勤務する職員の出産や疾病等による離職を抑制するとともに、当該職員が休暇を取得している間の施設の負担を軽減するため、代替職員の雇用を支援した。	決算額 R2：820千円 R3：802千円 R4：0千円 R5：446千円 R6：0千円	産休代替職員補助事業	認定こども園、保育園等に勤務する職員の出産や疾病等による離職を抑制するとともに、当該職員が休暇を取得している間の施設の負担を軽減するため、代替職員の雇用に係る費用に対する補助金を交付します。						
39	1	子ども・子育て支援	6	2	⑧	保育士等宿舍借り上げ支援事業、保育士等給与改善事業の実施による待遇改善により、保育士等の確保、離職防止を図ります。	こども未来局	幼保運営課		B	保育士等宿舍借り上げ支援事業、保育士等給与改善事業の実施による待遇改善により、保育士等の確保、離職防止を図った。	宿舍借り上げ支援事業 286,629千円 給与改善事業 11,283,498千円	B	保育士等宿舍借り上げ支援事業、保育士等給与改善事業の実施による待遇改善により、保育士等の確保、離職防止を図った。	宿舍借り上げ支援事業 R6：286,629千円 R5：262,613千円 R4：246,581千円 R3：238,324千円 R2：216,202千円 給与改善事業 R6：11,283,498千円 R5：1,213,140千円 R4：1,134,851千円 R3：1,109,479千円 R2：1,060,341千円	保育士等宿舍借り上げ支援事業	保育士等の宿舍の借上げを行う認定こども園、保育園等に対し、費用の一部を助成します。	保育士等給与改善事業	保育士等の給与改善を行う認定こども園、保育園等事業者に対し、上限の範囲内で費用を助成します。				

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 内容 No.①	基本組 本組 内容 No.②	基本組 本組 内容 No.③	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業						
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容	
40	1	子ども・子育て支援	6	2	⑨	千葉市社会福祉協議会を通じ、指定保育士養成施設に就学するための資金の貸付や幼稚園教諭・保育士の就職準備金の貸付などの人材確保促進策を実施します。	こども未来局	幼保運営課		B	千葉市社会福祉協議会を通じ、指定保育士養成施設に就学するための資金の貸付や幼稚園教諭・保育士の就職準備金の貸付などの人材確保促進策を実施した。	平成28年度より継続して実施	B	千葉市社会福祉協議会を通じ、指定保育士養成施設に就学するための資金の貸付や幼稚園教諭・保育士の就職準備金の貸付などの人材確保促進策を実施した。	平成28年度より継続して実施	就学資金貸付	千葉市社会福祉協議会を通じ、指定保育士養成施設に就学するための資金の貸付をします。	保育補助者雇上げ費貸付	千葉市社会福祉協議会を通じ、指定保育士養成施設に就学するための資金の貸付や幼稚園教諭・保育士の就職準備金の貸付を行います。	保育料一部貸付	千葉市社会福祉協議会を通じ、未就学児を持つ保育士が、千葉市内の認定こども園（幼保連携型）、保育園等に勤務する際に、保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付を行います。	千葉市社会福祉協議会を通じ、未就学児を持つ保育士が、千葉市内の認定こども園、幼稚園、保育園等に勤務する際に、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部を貸し付けます。
41	1	子ども・子育て支援	6	2	⑩	千葉労働局・ハローワークとの「千葉市雇用対策協定」を推進し、教育・保育人材の確保を図ります。	こども未来局	幼保運営課		B	千葉労働局・ハローワークとの「千葉市雇用対策協定」を推進し、教育・保育人材の確保を図った。	平成28年度より継続して実施	B	千葉労働局・ハローワークとの「千葉市雇用対策協定」を推進し、教育・保育人材の確保を図った。	平成28年度より継続して実施	協定に基づく相互協力	千葉労働局・ハローワークと「千葉市雇用対策協定」を締結し、教育・保育人材の確保を図ります。					
42	1	子ども・子育て支援	6	2	⑪	教育・保育人材の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討します。	こども未来局	幼保指導課			再掲			再掲		教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり	再掲（38）					
43	1	子ども・子育て支援	6	2	⑫	上記のほか、相互連携協定を提携した市内の短期大学と連携し、教育・保育人材の確保策を検討します。	こども未来局	幼保指導課		B	NPO法人千葉市保育士研修センターMANABI（三短期大学）との連携事業として実施している特別講座の周知実施 ・キャリアアップ研修の実施 ・サバティカル研修の実施	サバティカル研修 3分野各1日間の研修を実施。 参加人数…27名 保育士等キャリアアップ研修 実施分野…7分野 修了者数…647人	B	NPO法人千葉市保育士研修センターMANABI（三短期大学）との連携事業として実施している特別講座の周知実施 ・キャリアアップ研修の実施 ・サバティカル研修の実施	サバティカル研修 【参加人数】 R2:33人 R3:コロナにより中止 R4:31人 R5:20人 R6:27人 保育士等キャリアアップ研修 【修了者数】 R2:590人 R3:269人 R4:579人 R5:448人 R6:647人	市内短期大学との連携による教育・保育人材の確保策の検討	相互連携協定を締結した市内短期大学と連携し、教育・保育人材の確保策を検討します。					
44	1	子ども・子育て支援	6	3	①	認定こども園、保育園において、1・2歳児に係る職員配置基準を国基準の6：1から5：1に上乗せすることにより、児童の処遇の向上を図ります。	こども未来局	幼保運営課		B	認定こども園、保育園において、1・2歳児に係る職員配置基準を国基準の6：1から5：1に上乗せすることにより、児童の処遇の向上を図った。	全国で実施	B	認定こども園、保育園において、1・2歳児に係る職員配置基準を国基準の6：1から5：1に上乗せすることにより、児童の処遇の向上を図った。	全国で実施	1・2歳児に係る職員配置の上乗せ	認定こども園、保育園において、1・2歳児に係る職員配置基準を国基準の6：1から5：1に上乗せし、保育士の加配に必要な費用を助成します。					
45	1	子ども・子育て支援	6	3	②	認定こども園、保育園等の認可等にあたり、外部の専門家・有識者による審査を行い、適切な施設運営の確保を図ります。	こども未来局	こども企画課 幼保支援課		B	認定こども園、保育園等の認可等にあたり、外部の専門家・有識者で構成された千葉市社会福祉協議会児童福祉専門分科会設置認可部会において審査を行った。	設置認可部会 90開催 審査件数 23件 うち認可適格 23件 (競争により5件は落選)	B	認定こども園、保育園等の認可等にあたり、外部の専門家・有識者で構成された千葉市社会福祉協議会児童福祉専門分科会設置認可部会において審査を行い、適切な施設運営の確保を図った。	設置認可部会 30開催 審査件数 85件 うち認可適格 85件 (競争により17件は落選)	認可に当たっての外部の専門家・有識者による審査	認定こども園、保育園等の認可等にあたり、外部の専門家・有識者による附属機関（社会福祉協議会児童福祉専門分科会設置認可部会）による審査を行い、適切な施設運営の確保を図ります。					
46	1	子ども・子育て支援	6	3	③	認定こども園、保育園等に対する定期的な監査や市産託職員等による巡回指導を実施し、適切な運営の確保を図ります。	こども未来局	幼保指導課		B	児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づき巡回指導を実施するとともに、保育の質の確保と更なる向上のため、市産託職員を配置し、定期的な巡回指導を実施した。	巡回指導 民間保育園・認定こども園 468回 認可外 127回 地域型保育事業 332回	B	児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づき巡回指導を実施するとともに、保育の質の確保と更なる向上のため、市産託職員を配置し、定期的な巡回指導を実施した。	民間保育園・認定こども園 R3:274回 R4:470回 R5:668回 R6:468回 認可外 R3:99回 R4:136回 R5:121回 R6:127回 地域型保育事業 R3:334回 R4:397回 R5:347回 R6:332回	施設に対する定期監査	認定こども園、保育園等に対する定期的な監査を実施し、適切な運営の確保を図ります。	施設に対する巡回指導	認定こども園、保育園等に対する市産託職員による巡回指導を実施し、適切な運営の確保を図ります。			
							保健福祉局	保健福祉総務課		B	実施状況 実施率 98.1% 民間保育園 90施設（計画数90施設） 幼保連携型認定こども園 7施設（計画数7施設） 小規模保育事業所 28施設（計画数28施設） 事業所内保育事業所 7施設（計画数7施設） 認可外保育施設 30施設（計画数33施設）	B	実施状況 実施率 83.6% 民間保育園 336施設（計画数397施設） 幼保連携型認定こども園 19施設（計画数22施設） 小規模保育事業所 152施設（計画数185施設） 事業所内保育事業所 33施設（計画数37施設） 認可外保育施設 142施設（計画数175施設）	施設に対する定期監査	再掲（58）							
47	1	子ども・子育て支援	6	4	①	認定こども園、保育園等における運営に関する評価の実施を促進するとともに監査結果の公表を実施し、適切な運営の確保を図ります。	こども未来局	幼保支援課 幼保指導課 幼保運営課		B	施設認可の際、整備補助を活用する事業者の選定にあたり、第三者評価を加点項目とし、導入の促進を図った。令和5年度から、前年度の監査結果を公表することとしており、令和6年度は、令和5年度の監査結果を公表した。	-	B	施設認可の際、整備補助を活用する事業者の選定にあたり、第三者評価を加点項目とし、導入の促進を図った。令和5年度から、前年度の監査結果を公表することとしており、令和6年度は、令和5年度の監査結果を公表した。	-	運営に関する自己評価の実施	認定こども園、幼稚園、保育園等における運営に関する自己評価を実施し、適切な運営の確保を図ります。	運営に関する関係者評価・第三者評価の実施促進	認定こども園、幼稚園、保育園等における運営に関する関係者評価、第三者評価の実施を促進し、適切な運営の確保を図ります。	監査結果の公表	監査結果を公表し、適切な運営の確保を図ります。	
48	1	子ども・子育て支援	6	5	①	民間認定こども園、保育園に国配置基準を超えた職員配置が可能となるよう、助成を行います。	こども未来局	幼保運営課		B	民間認定こども園、保育園に国配置基準を超えた職員配置が可能となるよう助成を行った。	決算額 2,118,685千円	B	民間認定こども園、保育園に国配置基準を超えた職員配置が可能となるよう助成を行った。	決算額 R2:1,349,329千円 R3:1,688,712千円 R4:1,697,306千円 R5:2,019,903千円 R6:2,118,685千円	保育士等配置基準改善事業	国の配置基準を超えて職員配置を行った保育施設の事業者に対し、上限の範囲内で費用を助成します。					

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
 A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
 B：概ね計画どおり実施した
 C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
 D：未実施（休止・中止等）
 ※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
 -：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 策 容 の No	基本組 本組 策 容 の No	基本組 本組 策 容 の No	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業						
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容	
49	1	子ども・子育て支援	6	5	②	認定こども園、保育園等におけるICT化を進めるなど、保育士等が保育にいつでも注力できる環境を整えます。	こども未来局	幼保運営課 幼保支援課 幼保指導課		B	●民間 決算額 17,668千円 ・システム導入（認可園）29園 17,170千円 ・過剰機器導入 10園 348千円 ・システム導入（認可外）1園 150千円 ●公立 公立保育所等54施設に347台のタブレット端末を配置		B	保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、一時預かり事業実施施設を設置する法人に、ICT化等に必要な経費の支援を行った。 ●公立 保育業務支援システムの継続運用	決算額 R2：8,885千円 R3：11,529千円 R4：11,311千円 R5：5,858千円 R6：17,668千円	認定こども園、保育園等におけるICT化推進事業	認定こども園、保育園等においてICT化を推進するなど、保育士等が保育にいつでも注力できる環境を整えます。	公立保育所への保育業務支援システムの導入	保育現場の事務負担を軽減することにより、保育の質の向上を図るとともに、保護者の利便向上を図るため、CHAINS更新に合わせて、保育業務支援システムを導入します。	事故防止推進事業	午睡時の重大事防 止のための備品の購入に必要な費用を助成します。	
50	1	子ども・子育て支援	6	5	③	認定こども園、保育園等における外国人児童（保護者）やアレルギー児などに対応するための保育補助者（通訳等）の配置について検討・実施します。	こども未来局	幼保指導課	新規		資料2に記載			資料2に記載		認定こども園、保育園等における外国人児童（保護者）やアレルギー児などに対応するための保育補助者（通訳等）の配置について検討・実施します。						
51	1	子ども・子育て支援	6	5	④	良好な保育環境・労働環境を確保するため、老朽化した認定こども園、保育園の改築等について検討・実施します。	こども未来局	幼保支援課 幼保指導課	新規		資料2に記載			資料2に記載		認定こども園、保育園の老朽化対策	良好な保育環境・労働環境を確保するため、老朽化した認定こども園、保育園の改築等について検討・実施します。					
	1	子ども・子育て支援	6	5		園外活動における園児の安全を確保するため、キッズゾーンの整備や、キッズガードの配置費用の助成を行います。	こども未来局	幼保運営課	新規		資料2に記載			資料2に記載		キッズゾーンの整備・キッズガードの配置費用の助成	園外活動における園児の安全を確保するため、キッズゾーンの整備や、キッズガードの配置費用の助成を行います。					
52	1	子ども・子育て支援	6	6	①	指導員及び補助指導員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。	こども未来局	健全育成課		B	対面での集合研修を実施した。		B	対面での集合研修を実施した。	5年間で7回の研修を実施	子どもルーム指導員・補助指導員研修	指導員及び補助指導員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。					
53	1	子ども・子育て支援	6	6	②	保育士資格や小中学校等教諭免許状の保有者等に対する積極的な採用PRを行い、指導員の確保を図ります。	こども未来局	健全育成課		B	退職（予定）教員及び退職（予定）保育士の説明会時に募集案内を配布した。	それぞれ1回ずつ、合計2回	B	退職（予定）教員及び退職（予定）保育士の説明会時に募集案内を配布した。	計10回	保育士資格・小中学校等教諭免許状保有者に対する採用PRによる子どもルーム指導員の確保	保育士資格や小中学校等教諭免許状の保有者等に対する積極的な採用PRを行い、指導員の確保を図ります。					
54	1	子ども・子育て支援	6	6	③	子育て経験豊かな主婦等に対する積極的な採用PRを行い、補助指導員の確保を図ります。	こども未来局	健全育成課		B	運営受託事業者が求人募集サイト等での募集を適宜実施した。	年間を通して随時募集	B	運営受託事業者が求人募集サイト等での募集を適宜実施した。	年間を通して随時募集	主婦等に対する採用PRによる子どもルーム補助指導員の確保	子育て経験豊かな主婦等に対する積極的な採用PRを行い、補助指導員の確保を図ります。					
55	1	子ども・子育て支援	6	6	④	子どもルームに対する定期的な巡回指導を行うとともに、民間クラブに対して必要に応じて立ち入りを行うなど、適切な運営の確保を図ります。	こども未来局	健全育成課		B	各子どもルームの適切な運営の確保について、客観的な基準に基づき評価するため千葉県放課後児童健全育成事業指導員監査要綱を制定し、各実施事業者に対し内容の説明・周知を行った。	民間クラブ15事業者（16ルーム）	B	各子どもルームの適切な運営の確保について、客観的な基準に基づき評価するため千葉県放課後児童健全育成事業指導員監査要綱を制定し、各実施事業者に対し内容の説明・周知を行った。	モニタリング調査として、延べ81か所の調査実施	子どもルームに対する定期巡回指導等	子どもルームに対する定期的な巡回指導を行うとともに、民間クラブに対して必要に応じて立ち入りを行うなど、適切な運営の確保を図ります。					
56	1	子ども・子育て支援	6	6	⑤	保育士、子どもルーム指導員等を父母にもつ児童に対し、入所審査の際に加点することで優遇し、保育士、指導員等の不足への対策を図ります。	こども未来局	健全育成課		B	父母が市内の保育所・ルーム等で保育士やルーム指導員として就労している場合、加点対象として優遇している。	ルーム指導員としての加点 3名 保育士としての加点 234名	B	父母が市内の保育所・ルーム等で保育士やルーム指導員として就労している場合、加点対象として優遇している。	ルーム指導員としての加点 43名 保育士としての加点 1,431名	保育士、子どもルーム指導員等を父母にもつ児童に対する入所審査の際に加点することで優遇し、保育士、指導員等の不足への対策を図ります。	保育士・子どもルーム指導員等を父母にもつ児童に対し、入所審査の際に加点することで優遇し、保育士、指導員等の不足への対策を図ります。					
57	1	子ども・子育て支援	6	6	⑥	子どもルーム指導員の処遇改善を行うことにより、指導員の離職防止を図るとともに、新規指導員の採用を促すことで、慢性的に不足している指導員を確保します。	こども未来局	健全育成課	新規		資料2に記載			資料2に記載		子どもルーム指導員給与の改善	子どもルーム指導員の処遇改善を指導員を確保します。					
58	1	子ども・子育て支援	6	6	⑦	市内子どもルーム全体としての運営の質の向上を図るため、民間事業者への委託の拡大を実施します。	こども未来局	健全育成課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		民間事業者への委託拡大の検討	市内子どもルーム全体としての運営の質の向上を図るため、民間事業者への委託の拡大を実施します。					
59	1	子ども・子育て支援	6	6	⑧	民間事業者による放課後児童クラブ（学童保育）の運営に対して補助金を交付し、各事業者による特色ある保育により多様な利用者ニーズへ対応していきます。	こども未来局	健全育成課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		民間事業者への運営費等の補助	民間事業者による放課後児童クラブ（学童保育）の運営に対して補助金を交付し、各事業者による特色ある保育により多様な利用者ニーズへ対応していきます。					

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 内容 No.①	基本組 本組 内容 No.②	基本組 本組 内容 No.③	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業								
							局	課	新規・ 拡充・ 見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容			
60	1	子ども・子育て支援	6	6	⑨	民間事業者が、より広範囲の地区や多様なニーズの受け皿になることができるよう送迎補助などの多様な補助メニューを検討・実施します。	こども未来局	健全育成課	新規		資料2に記載			資料2に記載		送迎補助などの多様な補助メニューの検討	民間事業者が、より広範囲の地区や多様なニーズの受け皿になることができるよう送迎補助などの多様な補助メニューを検討・実施します。							
61	1	子ども・子育て支援	6	6	⑩	入退所管理システムの導入、学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置により、利用児童の安全・安心を確保します。	こども未来局	健全育成課	新規		資料2に記載			資料2に記載		入退所管理システムの導入	入退所管理システムの導入により、利用児童の安全・安心を確保します。	学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置	学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置により、利用児童の安全・安心を確保します。					
62	1	子ども・子育て支援	6	6	⑪	全学年を対象とした子どもルームの整備による高学年ルームの解消や施設改善のための改修などにより、保育環境の向上を図ります。	こども未来局	健全育成課		B	高学年ルームの施設改善7か所	改善7か所（院内小学校、登戸小学校、上の台小学校、こはし台小学校、泉谷小学校、扇田小学校、海浜打瀬小学校）	B	高学年ルームの解消2か所 高学年ルームの施設改善10か所	-	子どもルームの環境改善	全学年を対象とした子どもルームの整備による高学年ルームの解消や施設改善などにより、保育環境の向上を図ります。							
63	1	子ども・子育て支援	6	6	⑫	子どもルームを利用する児童に対して、学習できる環境を整えるなどして、学習機会を提供します。	こども未来局	健全育成課	新規		資料2に記載			資料2に記載		子どもルーム利用児童への学習機会の提供	子どもルームを利用する児童に対して、学習できる環境を整えるなどして、学習機会を提供します。							
64	1	子ども・子育て支援	6	6	⑬	共働き家庭等の児童を含む希望するすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、子どもルームの児童が参加する共通プログラムの実施にあたっては、放課後子ども教室と子どもルームで連携を図ります。	教育委員会 こども未来局	生涯学習振興課 健全育成課	拡充		第6章に再掲			第6章に再掲		放課後子ども教室と子どもルームの連携	再掲（164）							
65	1	子ども・子育て支援	6	6	⑭	放課後子ども教室と子どもルームの運営を一体的に行い、放課後に希望するすべての児童を対象に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供する放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業を、アフタースクール事業として本格実施します。	教育委員会 こども未来局	生涯学習振興課 健全育成課	拡充		第6章に再掲			第6章に再掲		アフタースクールの実施	再掲（165）							
	1	子ども・子育て支援	6	6		子どもルーム・アフタースクールにおいて、キガタブを活用した遠隔や自主学習に対応するためのWi-Fi環境を整備します。	こども未来局 教育委員会	健全育成課 生涯学習振興課	新規		資料2に記載			資料2に記載		学習用Wi-Fi整備	子どもルーム・アフタースクールにおいて、キガタブを活用した遠隔や自主学習に対応するための環境を整備します。							
66	1	子ども・子育て支援	7	1	①	必要な職員配置等に対する支援を行い、原則としてすべての認定こども園、保育園等において、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えるとともに、私立幼稚園における障害のある子どもの受入れを促進します。	こども未来局	幼保支援課 幼保指導課 (幼保運営課)		B	【幼保支援課】 幼稚園に通う特別な支援を要する児童の教育に対する費用について、一部補助を実施した。 【幼保指導課】 原則として、すべての認定こども園、保育所及び地域型保育事業所において、特別の配慮を必要とする子どもの受入れが可能な体制を整えた。	【幼保支援課】 補助対象人数：114人 【幼保指導課】 公立保育所・認定こども園 54か所 404人 民間保育所・認定こども園・地域型 142か所 368人	B	【幼保支援課】 幼稚園に通う特別な支援を要する児童の教育に対する費用について、一部補助を実施した。 【幼保指導課】 原則として、すべての認定こども園、保育所及び地域型保育事業所において、特別の配慮を必要とする子どもの受入れが可能な体制を整えた。	【幼保支援課】 R5：123人 R6：114人 【幼保指導課】 R2：公立57か所312人 民間施設等101か所220人 R3：公立57か所318人 民間施設等97か所250人 R4：公立57か所339人 民間施設等118か所241人 R5：公立55か所363人 民間施設等149か所353人 R6：公立54か所404人 民間施設等142か所368人	障害児保育の実施	原則としてすべての認定こども園、保育園等において、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。	障害児保育・特別支援教育補助	障害のある子どもを受け入れる認定こども園・保育所等に対し、障害児保育・特別支援教育の実施に必要な職員加配に係る経費に対する補助金を交付します。	市立幼稚園特別支援教育事業補助	障害のある子どもの就園機会の拡大と保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園が実施する特別支援教育事業に対し、補助金を交付します。			
67	1	子ども・子育て支援	7	1	②	千葉市保育園・認定こども園における医療的ケア実施ガイドラインを活用するほか、居宅訪問型保育の実施を検討するなど、認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもの受入れを促進します。	こども未来局	幼保指導課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもへの対応	千葉市保育園・認定こども園における医療的ケア実施ガイドラインを活用するほか、居宅訪問型保育の実施を検討するなど、認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもの受入れを促進します。							
68	1	子ども・子育て支援	7	2	①	原則として、すべての放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。	こども未来局	健全育成課		B	障害児の受入を実施し、必要に応じて補助指導員等の加配を行った。	障害児受入人数 193人(R6.4.1時点) ※加配職員数 55人(R6.4.1時点)	B	障害児の受入を実施し、必要に応じて補助指導員等の加配を行った。	延べ1,234人の受け入れを実施	放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入れ	原則として、すべての子どもルームにおいて、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。							
69	1	子ども・子育て支援	7	3	①	すべての認定こども園、幼稚園、保育園等が参加可能な研修を実施するとともに、関係団体における研修の実施を支援し、障害児保育・特別支援教育に関する専門知識の習得や技能の向上を図ります。	こども未来局	幼保支援課 幼保指導課		B	すべての認定こども園、保育園等が参加可能な研修会を開催し、集合研修を実施した。	障害児保育研修 4回	B	すべての認定こども園、保育園等が参加可能な研修会を開催し、集合研修を実施した。	R2：1回 R3：3回 R4：3回 R5：4回 R6：4回	障害児保育・特別支援教育に関する研修	認定こども園、幼稚園、保育園等が参加可能な研修を実施し、専門知識の習得や技能の向上を図ります。							
70	1	子ども・子育て支援	7	4	①	障害児保育・特別支援教育を実施する認定こども園、幼稚園、保育園等を市議会議員が巡回し、障害のある子どもの経過観察、職員への助言・指導等を行います。	こども未来局	幼保指導課		B	障害児児童が在籍する保育所・保育園等に巡回に行き、助言・指導などを実施した。	公立保育所・認定こども園：144回 民間保育園・認定こども園等：304回	B	障害児児童が在籍する保育所・保育園等に巡回に行き、助言・指導などを実施した。	R2：公立 93回 民間施設等177回 R3：公立 82回 民間施設等167回 R4：公立132回 民間施設等301回 R5：公立144回 民間施設等295回 R6：公立144回 民間施設等304回	障害児保育等に係る巡回相談	障害児保育・特別支援教育を実施する認定こども園、保育園等を市議会議員が巡回し、障害のある子どもの経過観察、職員への助言・指導等を行います。							

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組内容No.①	基本組内容No.②	基本組内容No.③	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業							
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	①事業名	①事業内容	②事業名	②事業内容	③事業名	③事業内容		
79	1	子ども・子育て支援	8	2	④	これから父親・母親になる方を対象として、お産や母乳についての講義や行政サービスの紹介のほか、妊娠中から産後の母親の心と体の変化に合わせた父親のサポート等、子育てを協力して行うことについて講義を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。	保健福祉局	健康支援課			再掲			再掲		土日開催の両親学級	再掲（108）						
							こども未来局	幼保支援課			リラックス館等で、男性向けの子育て支援講座を実施した。	男性向け講座等364回開催 (男性参加者数792人)		リラックス館等で、男性向けの子育て支援講座を実施した。	R2:126回開催 男性参加者280人 R3:165回開催 男性参加者507人 R4:213回開催 男性参加者639人 R5:216回開催 男性参加者712人 R6:369回開催 男性参加者804人		子育て支援拠点施設における父親の子育て支援	子育てリラックス館等において、父親の子育て支援を促進する講座やイベントなどを実施します。					
							市民局	男女共同参画課			男女共同参画センターにおいて、男性の子育て支援に関する講座を開催した。	●生活と仕事の両立支援講座Ⅱ「男性のための育児中の過ごし方」受講者数11人 ●家庭生活における参画講座Ⅲ「おしえて太郎先生！親子のふれあい&父子遊びの楽しみ方」受講者数18人		男女共同参画センターにおいて、男性の子育て支援に関する講座を開催した。	(令和2年度実績) ●男性のためのアンガーマネジメント講座「職場や家庭でのより良い人間関係のために」受講者数 5人 ●子育て支援講座もつと一緒に！ハバカ全開講座Ⅰ～Ⅳ（中止）(令和3年度実績) 子育て支援プログラム「もつと一緒に！父子で体を動かそう」受講者数 6人 (令和4年度実績) ●子育て支援プログラムⅠ「もつと一緒に！ハバカ全開講座」受講者数6人 ●子育て支援プログラムⅡ「もつと一緒に！ハバカ全開講座」受講者数4人 ●子育て支援プログラムⅢ「もつと一緒に！ハバカ全開講座」受講者数5人(令和5年度実績) ●「もつと一緒に！ハバカ全開講座」2回開催、受講者数10人(令和6年度実績) ●生活と仕事の両立支援講座Ⅱ「男性のための育児中の過ごし方」受講者数11人 ●家庭生活における参画講座Ⅲ「おしえて太郎先生！親子のふれあい&父子遊びの楽しみ方」受講者数18人		男性の子育て支援に関する講座の開催	男女共同参画センターにおいて、男性の子育て支援に関する講座を開催します。					
80	1	子ども・子育て支援	8	3	①	「確保方策」に基づき、教育・保育や放課後児童クラブの「量」の拡充を図り、子育てと仕事の両立を支援します。	こども未来局	健全育成課		B	資料5に記載		B	資料5に記載		放課後児童クラブ(子どもルーム)	再掲(7)						
81	1	子ども・子育て支援	8	3	②	保護者が育児休業を希望通りに取得した上で、職場に復帰する際に円滑に保育を利用することができるよう、特に、0～2歳児の保育の受け皿の拡充を図ります。	こども未来局	幼保支援課		B	資料5に記載		B	資料5に記載		教育・保育施設による保育の「量」の拡充	再掲(1)	地域型保育事業による「量」の拡充	再掲(2)				
82	1	子ども・子育て支援	8	3	③	働き方の多様化に伴うさまざまな保育需要に対応するため、延長保育、休日・夜間保育のほか、一時預かり、病児・病後児保育などの充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。	こども未来局	幼保運営課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		休日保育事業	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日、年末の保育需要に対応するため、認定こども園、保育園等で休日の保育を実施します。	夜間保育事業	就労形態の多様化に伴う夜間の保育需要に対応するため、認定こども園、保育園等で夜間の保育を実施します。				
83	1	子ども・子育て支援	8	3	④	保育の開始を生後57日目に前倒しして子どもを預かる「産休明け保育」を実施し、産休明けに早期に職場復帰する必要がある母親の子育てと仕事の両立を支援します。	こども未来局	幼保指導課		B	乳児保育を実施する全ての保育園で実施した。	実施箇所数 公立保育所 52か所 公立認定こども園 2か所 民間保育園 175か所 民間認定こども園 12か所	B	乳児保育を実施する全ての保育園で実施した。	-	産休明け保育事業	保育の開始を生後57日目に前倒しして子どもを預かる「産休明け保育」を実施し、産休明けに早期に職場復帰する必要がある母親の子育てと仕事の両立を支援します。						
	1	子ども・子育て支援	9	1		こどもが健やかに成長できるまちなにするため、市の責務や保護者や地域住民等の努力のほか、こどもの権利をはじめとするこども施策の基本となる事項等を定める「(仮称)こども基本条例」を制定します。	こども未来局	こども企画課	新規		資料2に記載			資料2に記載		こども基本条例の制定	こどもが健やかに成長できるまちなにするため、市の責務や保護者や地域住民等の努力のほか、こどもの権利をはじめとするこども施策の基本となる事項等を定める「(仮称)こども基本条例」を制定します。						
84	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	1	①	妊娠をしたら、早期に妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けるよう普及啓発を図ります。	保健福祉局	健康支援課		B	妊娠をしたら、早期に妊娠届を提出するよう、産院にリーフレットを配布し、普及啓発を図った。	リーフレット配布施設数 46か所	B	妊娠をしたら、早期に妊娠届を提出するよう、産院にリーフレットを配布し、普及啓発を図った。	リーフレット配布施設数 R2:48か所、R3:49か所、R4:48か所、R5:46か所、R6:46か所	母子健康手帳に関する啓発	市内産婦人科医療機関及び助産所へ母子健康手帳の早期交付と妊婦健康診査の受診奨励に関するリーフレットを送付し、医療機関や助産所を通じて妊婦へ配付するほか、市ホームページにおいても啓発を行います。						

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
 A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
 B：概ね計画どおり実施した
 C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
 D：未実施（休止・中止等）
 ※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
 -：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 策内容 のNo ①	基本組 本組 策内容 のNo ②	基本組 本組 策内容 のNo ③	基本施策の取組内容③	所管課		実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業								
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容		
85	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	1	②	母子健康手帳の交付時の面接等を通して、妊婦健康診査及び妊産婦歯科健診の重要性の普及啓発と受診の勧奨を行います。	保健福祉局	健康支援課		B	母子健康手帳の交付時の面接等を通して、妊婦健康診査及び妊産婦歯科健診の重要性の普及啓発と受診の勧奨を行った。	母子健康手帳交付件数 5,735件 妊婦健康診査受診者数 67,249人	B	母子健康包括支援相談員による母子健康手帳交付時には、全数面接を行うことができた。また、乳幼児健康診査等でも、ほとんどの親子に直接会うことができており、子育てに不安を抱えている家庭がない状況把握に努め、必要に応じて支援に繋げることができた。	母子健康手帳交付件数 R2:6,373件 R3:6,280件 R4:6,023件 R5:5,850件 R6:5,735件	4か月児健康診査受診者 R2:5,839人 R3:5,765人 R4:5,947人 R5:5,642人 R6:5,510人	母子健康手帳の交付・面接	母子健康包括支援センターにおいて、保健師又は助産師が妊娠中の身体状況や家庭の状況を伺い、個々の状況に応じた応援プランを策定した上で、母子健康手帳を交付します。	妊婦健康診査	再掲（17）	妊産婦歯科健診	妊娠中、出産後になのやむいししやや歯周疾患の予防と早期発見のため、医療機関に委託し歯科検診を実施します。健診時には、乳幼児の口腔ケアについて説明し普及啓発も行います。	
86	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	1	③	これから母親・父親になる方を対象に、妊娠・出産・子育てに関する講座や情報提供を行う教室を開催し、正しい知識の普及啓発を図ります。	保健福祉局	健康支援課		B	これから母親・父親になる方を対象に、妊娠・出産・子育てに関する講座や情報提供を行う教室を開催し、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発を図った。	母親＆父親学級の実施回 47コース 112回 土日開催の両親学級 18回	B	これから母親・父親になる方を対象に、妊娠・出産・子育てに関する講座や情報提供を行う教室を開催し、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発を図った。	母親＆父親学級の実施回数 R2 29コース80回 R3 44コース288回 R4 49コース120回 R5 46コース 119回 R6 47コース 112回	土日開催の両親学級 R2 15回 R3 16回 R4 16回 R5 18回 R6 18回	母親＆父親学級	これから母親・父親になる方を対象に保健師・管理栄養士・歯科衛生士・助産師が、保健、子育て、父親の役割などをわかりやすく指導します。	土日開催の両親学級	これから母親・父親になる方を対象に助産師が、お産や母乳についての講義や行政サービスの紹介のほか、妊娠から産後の母親の心と体の変化に合わせた父親のサポート等、子育てを協力して行うことについて講義を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。			
87	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	2	①	訪問指導や各種相談事業を通して妊娠期からのメンタルヘルスキアの充実を図ります。	保健福祉局	健康支援課		B	訪問指導や各種相談事業を通して妊娠期からのメンタルヘルスキアの充実を図った。	新生児・妊産婦訪問指導員による訪問 新生児訪問件数 2,989件 妊産婦訪問件数 2,888件	B	訪問指導や各種相談事業を通して妊娠期からのメンタルヘルスキアの充実を図った。	新生児・妊産婦訪問指導員による訪問 R2 3,101件、3,013件 R3 2,943件、2,869件 R4 2,826件、2,729件 R5 2,944件、2,874件 R6 2,959件、2,888件	新生児・妊産婦訪問指導 新生児・妊産婦訪問指導員による訪問（生後28日未満の乳児）のいる家庭を訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や子育てに関する相談等を行います。	新生児・妊産婦訪問指導	乳児家庭全戸訪問事業	再掲（18）	育児相談	乳幼児が心身ともに健やかに育ち、保護者の育児不安や悩みを軽減することを目的に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を実施します。		
88	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	2	②	妊娠届出時に全妊婦に対し、保健師又は助産師による面接を行い、個々の状況に応じた応援プランを策定します。また、随時妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。	保健福祉局	健康支援課			再掲						利用者支援事業（母子健康包括支援センター）	再掲（14）					
89	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	2	③	産前・産後の育児不安や負担の軽減を図り、安心して育児ができる支援体制の充実を図ります。	保健福祉局 こども未来局	健康支援課 幼保支援課	拡充		資料2に記載						産後ケア事業	再掲（111）	利用者支援事業（母子健康包括支援センター）	再掲（14）	エンゼルヘルパー派遣事業	妊娠中、出産後1年未満で昼間、他に家事や育児をする人いない世帯に、委託業者からヘルパーを派遣し、家事及び育児に関するサービスを提供します。	
90	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	2	④	養育支援を必要とする家庭の早期発見と早期支援体制の充実を図ります。	保健福祉局	健康支援課		B	妊娠届出や乳幼児健康診査や育児相談等を通して、養育支援を必要とする家庭の早期発見・早期支援に努めた。	母子健康手帳交付件数：5,735件 養育支援訪問件数：1,474件	B	妊娠届出や乳幼児健康診査や育児相談等を通して、養育支援を必要とする家庭の早期発見・早期支援に努めた。	母子健康手帳交付件数 R2:1,446件 R3:1,708件 R4:1,800件 R5:1,760件 R6:1,474件	母子健康手帳の交付・面接	再掲（105）	養育支援訪問事業	再掲（19）	エンゼルヘルパー派遣事業	再掲（112）	産前・産後母子支援事業	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦など（以下「特定妊婦等」という。）への支援の強化に向けて、産科医療機関や母子生活支援施設等において、特定妊婦等への支援を提供します。
																	新生児・妊産婦訪問指導	再掲（109）	乳児家庭全戸訪問事業	再掲（18）	養育支援訪問事業	再掲（19）	

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 内容 No.①	基本組 本組 内容 No.②	基本組 本組 内容 No.③	基本施策の取組内容③	所管課		新規・拡充・見直し	実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業					
							局	課		評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容
91	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	2	⑤	子育てに係る関係機関連携体制を強化し、母子保健事業の充実を図ります。	保健福祉局	健康支援課		B	子育てに係る関係機関連携体制を強化し、母子保健事業の充実を図った。	子育て支援連絡会議：各区1回	B	子育てに係る関係機関連携体制を強化し、母子保健事業の充実を図った。	子育て支援連絡会議： R2:26回(コロナ補のため) R3:書面開催4回 R4:4回(書面開催1回) R5:6回 R6:6回	乳幼児健康診査	4か月・1歳6か月・3歳児健康診査等を実施し、法定性の確保、運動機能・視聴覚等の障害、発達遅れの早期発見・早期療育を促すとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。	利用者支援事業(母子健康包括支援センター)	再掲(14)	産後ケア事業	再掲(111)
							こども未来局	幼保支援課			再掲		再掲	利用者支援事業(子育て支援コンシェルジュ)	再掲(13)						
	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	2		産後うつ早期発見のため、EPDS(産後うつ質問票)を実施した産婦健康診査費用について助成します。	保健福祉局	健康支援課	新規		資料2に記載			資料2に記載		産婦健康診査	EPDS(産後うつ質問票)を実施した産婦健康診査について5000円を助成します。2回/人				
	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	2		妊娠届出時や出生後の訪問等で面接を行い、安心して妊娠出産を過ごすことが出来るよう支援するとともに、妊娠及び育児を養育している方に経済的支援を行います。	保健福祉局	健康支援課	新規		資料2に記載			資料2に記載		出産・子育て応援プラン事業	妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を行うとともに経済的支援を行います。妊娠後期面接を強化します。				
92	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	3	①	乳幼児健康診査の受診率の維持・向上に努め、未受診者に対する支援の充実を図ります。	保健福祉局	健康支援課		B	乳幼児健康診査の未受診者に対し、訪問等により受診勧奨を行うとともに必要に応じて情報提供や育児支援を行った。	4か月児健診受診率：96.5% 1歳6か月児健診受診率：95.9% 3歳児健診受診率：95.0% 健診未受診者訪問件数：326件	B	乳幼児健康診査の未受診者に対し、訪問等により受診勧奨を行うとともに必要に応じて情報提供や育児支援を行った。	R2~R6の各健診受診率の平均 4か月児健診：94.8% 1歳6か月児健診：95.5% 3歳児健診：94.7%	養育支援訪問事業	再掲(19)	乳幼児健康診査	再掲(114)		
93	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	3	②	子育てに関する正しい知識の普及と子育てに悩む親のための相談体制の充実を図ります。	保健福祉局	健康支援課		B	子育てに関する正しい知識の普及と子育てに悩む親のための相談体制の充実を図った。	育児相談：回数及び相談者数 438回 1,891人 離乳食教室：回数及び受講者数 50回 857人	B	子育てに関する正しい知識の普及と子育てに悩む親のための相談体制の充実を図った。	離乳食教室：回数及び受講者数 R2:26回,421人、R3:50回,666人 R4:50回,886人、R5:50回,952人 R6:50回,857人 育児相談：回数及び相談者数 R2:277回,1,583人、 R3:631回,1,910人、 R4:624回,1,839人、 R5:655回,2,040人、 R6:438回,1,891人	育児相談	再掲(110)	離乳食教室	望ましい食習慣の形成に向けた準備や乳児の粗しゃく力を獲得するため、発達に合わせた調理形態や食品の選択等について、管理栄養士が支援します。		
	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	3		弱視早期発見のため、3歳児健康診査対象の3歳児全員にスポットビジョンスクリーナーを使用し、屈折検査を行います。	保健福祉局	健康支援課	新規		資料2に記載			資料2に記載		乳幼児健康診査(屈折検査)	3歳児健康診査にて3歳児全員に屈折検査を行います。				
94	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	2	-	①	子どもにかかる医療費の助成を行い、負担の軽減を図ります。	保健福祉局	健康支援課		B	子どもにかかる医療費の助成を行い、負担の軽減を図った。	未熟児養育医療費の給付件数 467件 自立支援医療(育成医療)の給付件数 106件 小児慢性特定疾病医療費の給付件数8,943件	B	子どもにかかる医療費の助成を行い、負担の軽減を図った。	未熟児養育医療費の給付件数 R2:459件 R3:484件 R4:473件 R5:476件 R6:467件 自立支援医療(育成医療)の給付件数 R2:171件 R3:159件 R4:125件 R5:90件 R6:106件 小児慢性特定疾病医療費の給付件数 R2:9,500件 R3:10,057件 R4:9,779件 R5:9,812件 R6:8,943件	未熟児養育医療費の助成	身体の発育が未熟なまま出生し、入院治療を必要とする児に対し、その治療に必要な医療費(保険診療の患者負担分)の一部または全額を助成します。	育成医療費の助成	身体に障害があるが、また現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を遺すと認められる18歳未満の児に対し、手術などの治療により、障害がなくなる場合、その治療に必要な医療費(保険診療の患者負担分)の一部または全額を助成します。	小児慢性特定疾病医療費の助成	子どもの慢性疾患のうち、その治療が長期にわたる特定の疾病にかかっている18歳未満の子どもの治療に必要な医療費(保険診療の患者負担分)の一部または全額を助成します。
							こども未来局	こども家庭支援課			高校3年生相当年齢までの通院・調剤・入院に係る医療費の一部または全部を助成した。	助成件数 1,788,155件 助成金額 3,475,851千円		高校3年生相当年齢までの通院・調剤・入院に係る医療費の一部または全部を助成した。	R2~R6 助成件数 7,146,224件 助成金額 13,311,621千円	子ども医療費助成	子どもが病気やけがなどにより、健康保険を使って受診した場合に、医療費の自己負担分の全部又は一部を助成します。				
95	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	3	-	①	保育・子育てサービスの情報提供の充実を図ります。	こども未来局	こども企画課		B	【こども企画課】 ウェブサイトと子育て情報誌を連携させた、利用者視点での子育て支援情報の発信を行った。また、乳幼児連れの親子が、安心して外出できる環境づくりを進めるため、授乳やおむつ替えができる、公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、施設の情報提供を行った。 【幼保支援課】 各区こども家庭課に、子育て支援サービスの情報提供等を行う専門の相談員である「子育て支援コンシェルジュ」を配置し、保育・子育てサービスの情報提供を行った。	・情報誌「子育てナビ」年1回発行 ・「赤ちゃんの駅」登録1か所増 ・子育て支援コンシェルジュ相談件数 10,007件	B	【こども企画課】 ウェブサイトと子育て情報誌を連携させた、利用者視点での子育て支援情報の発信を行った。また、乳幼児連れの親子が、安心して外出できる環境づくりを進めるため、授乳やおむつ替えができる、公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、施設の情報提供を行った。 【幼保支援課】 各区こども家庭課に、子育て支援サービスの情報提供等を行う専門の相談員である「子育て支援コンシェルジュ」を配置し、保育・子育てサービスの情報提供を行った。	・情報誌「子育てナビ」年1回発行 ・「赤ちゃんの駅」13か所増 ・子育て支援コンシェルジュ相談件数 R2 10,420件 R3 11,047件 R4 10,405件 R5 10,374件 R6 10,007件	子育て支援総合コーディネート事業	子育て支援総合コーディネーターを配置し、各種子育てサービスの情報収集、インターネット等を活用した情報提供を行います。また、子育てに関する相談を受け、サービスの提供に必要な援助や関係機関との連絡調整を行います。	子育てナビ	ウェブサイトと子育て情報誌を連携させた、利用者視点での子育て支援情報の発信を行います。	赤ちゃんの駅	乳幼児連れの親子が、安心して外出できる環境づくりを進めるため、授乳やおむつ替えができる、公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、ウェブサイトにおいて、施設の情報提供を行います。
							利用者支援事業(子育て支援コンシェルジュ)	再掲(13)	利用者支援事業(母子健康包括支援センター)	再掲(14)											

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 内容 No.①	基本組 本組 内容 No.②	基本組 本組 内容 No.③	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業						
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容	
96	3	こどもの社会参画の推進	1	1	①	子どもが主体となって、企画・運営する“まち”の開催を支援します。参加する子どもが、疑似社会体験や“まち”の市長選挙を通して、社会の仕組みや社会参画を学んでいきます。	こども未来局	こども企画課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		こどものまちCBT	子どもが主体となって、規格・運営する“まち”の開催を支援します。参加する子どもが、疑似社会体験や“まち”の市長選挙を通して、社会の仕組みや社会参画を学んでいきます。					
97	3	こどもの社会参画の推進	1	2	①	市内在住の小学校と特別支援学校の5・6年生児童を対象に、市政に対する提言を幅広く募り、議会形式で、市長等との意見交換を行います。	教育委員会	教育指導課		B	令和6年度の子ども議会は、学習会を4回実施した。4回の学習会すべてを対面で行うことができた。第2回では、市政担当者にも集まっていた。市政について理解を深めた。4回の学習会すべてを参集で行い、従来の開催方法に戻すことができた。	開催回数1回 参加人数 小学生子ども議会議員 44人 中学生ファシリテーター 9人	B	新型コロナウイルス感染防止対策として、中止になったり、オンラインで学習会を行ったりする年度があったが、工夫しながら実施していくことができた。	平成27年度から令和6年度までの開催内容の累計 開催回数 9回 参加人数 小学生子ども議会議員 403人 中学生ファシリテーター 113人	子ども議会	市内在住の小学校と特別支援学校の5・6年生児童を対象に、市政に対する提言を幅広く募り、議会形式で、市長等との意見交換を行います。					
98	3	こどもの社会参画の推進	1	2	②	子どもを取り巻く様々な課題について、子ども、市民、専門家、行政がともに考え、市への提言をまとめます。	こども未来局	こども企画課		B	子どもが、自分たちを取り巻く身近な課題などについて深く考え、意見を交換することで、自分の住むまちや社会に対する考えを深めること、また、こどもの意見を市政やまちづくりに活かすことを目的として、2つのテーマでワークショップを実施したほか、「こども・若者フォーラム」において広く市民に向けて成果発表を行った。	開催回数延べ18回 参加人数延べ215人	B	子どもが、自分たちを取り巻く身近な課題などについて深く考え、意見を交換することで、自分の住むまちや社会に対する考えを深めること、また、こどもの意見を市政やまちづくりに活かすことを目的として、年間2テーマずつ、ワークショップを実施したほか、「こども・若者フォーラム」において広く市民に向けて成果発表を行った。	開催回数延べ102回 参加人数延べ1,341人	こども・若者のカワークショップ	子どもが、自分たちを取り巻く身近な課題などについて深く考え、意見を交換することで、自分の住むまちや社会に対する考えを深めること、また、こどもの意見を市政やまちづくりに活かすことを自定期として実施します。					
99	3	こどもの社会参画の推進	1	2	③	「こども・若者宣言」を指針とし、地域課題の解決策と市の魅力向上について、子ども・若者目標で検討していきます。さらに、産官学連携により多世代交流と実行力の向上を図り、まちづくりを推進します。	こども未来局	こども企画課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		こども・若者市役所	「こども・若者宣言」を指針とし、地域課題の解決策と市の魅力向上について、子ども・若者目標で検討していきます。さらに、産官学連携により多世代交流と実行力の向上を図り、まちづくりを推進します。					
	3	こどもの社会参画の推進	1	3		こどもの社会参画を推進するため、小・中・中等教育学校（前期課程）での出張授業及び助言を行います。	こども未来局	こども企画課	新規		資料2に記載			資料2に記載		小・中学校等への出張授業等の実施	こどもの社会参画を推進するため、小・中・中等教育学校（前期課程）への出張授業及び助言を行います。					
100	3	こどもの社会参画の推進	2	1	①	こどもの参画事業の参加者による取組み事例の発表及び市長、有識者、参加者の意見交換を公開で行うことで、取組みの充実と参加者の育成を図るとともに、事業のいっそうの周知・啓発を図ります。	こども未来局	こども企画課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		こども・若者フォーラム	こどもの参画事業の参加者による取組み事例の発表及び市長、有識者、参加者の意見交換を公開で行うことで、取組みの充実と参加者の育成を図るとともに、事業のいっそうの周知・啓発を図ります。					
101	3	こどもの社会参画の推進	2	1	②	子どもから大人までの幅広い世代に対して、「こどもの参画」に関する情報を発信し、気運の醸成に取り組みます。	こども未来局	こども企画課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		多世代へのこどもの参画の啓発	子どもから大人までの幅広い世代に対して、「こどもの参画」に関する情報を発信し、気運の醸成に取り組みます。					
102	3	こどもの社会参画の推進	2	2	①	本市におけるこどもの参画を円滑に推進するために、こどもの参画の実施例を共有し、こどもの参画の理念と目的を理解するための研修等を実施するとともに、助言や連携した取組みを通じて、庁内の理解を深めます。	こども未来局	こども企画課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		こどもの参画の意識向上	本市におけるこどもの参画を円滑に推進するために、こどもの参画の実施例を共有し、こどもの参画の理念と目的を理解するための研修等を実施するとともに、助言や連携した取組みを通じて、庁内の理解を深めます。					
103	3	こどもの社会参画の推進	2	2	②	こどもの参画の取組状況を自己評価する「こどもの参画チェックシート」の活用により、主体的なこどもの参画推進を図ります。	こども未来局	こども企画課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		こどもの参画事業の推進	こどもの参画の取組状況を自己評価する「こどもの参画チェックシート」の活用により、主体的なこどもの参画推進を図ります。					

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 内容 No.①	基本組 本組 内容 No.②	基本組 本組 内容 No.③	基本施策の取組内容③	所管課		新規・拡充・見直し	実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業											
							局	課		評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容						
104	4	子ども・若者の健全育成	1	1	①	子どもが基本的な生活習慣を身に付け、規範意識や自立心を高める上で重要な役割を担う家庭の教育力を向上させるため、保護者に対し子ども・若者の健全育成に関する啓発を行います。	こども未来局	健全育成課		B	8月に書面開催にて確認・報告を行い、委員から意見を聴取した。 1 確認事項 (1) 会長・副会長の選任について (2) 千葉県青少年問題協議会健全育成成功者表彰について 2 報告事項 (1) 「(次期)千葉県子どもプラン」の策定について (2) 青少年の日フェスタについて (3) 「家庭教育応援します〜親ナビ〜」について 青少年問題協議会健全育成成功者表彰式は対面で実施した。	1回	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、協議会を開催できなかった時期もあったが、委員の意見を聴取しながら事業を行った。引き続き、協議会自体の在り方についても検討をしていく。	協議会開催回数 2回 青少年問題協議会健全育成成功者表彰式 5回	家庭教育資料作成事業	再掲(159)	青少年問題協議会	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関し、重要事項の調査審議や、関係機関相互の連絡調整を行い、青少年の健全育成を推進します。								
105	4	子ども・若者の健全育成	1	1	②	地域の青少年育成団体や学校等が積極的に連携し、子どもと家庭・地域・学校のつながりを強化します。	こども未来局	健全育成課		B	・各青少年育成委員会及び青少年相談員連絡協議会において、家庭・地域・学校が協力して青少年健全育成に取り組んだ。 ・9月第3土曜日(青少年の日)に青少年の日フェスタを開催。青少年の健全育成に取り組む家庭・地域・学校・行政関係者が一堂に集い青少年のコミュニケーション向上、意識づくりを促進するとともに、市民に対して意識醸成を図った。 ・青少年育成委員会53中学校区において実施。委員は2年毎(R4-R5)に約4,000人を委嘱。市内中学校区を主な活動区域としている。 ・千葉県青少年相談員連絡協議会において実施。相談員は3年毎に委嘱。第21期(R4-R6)の定数は510人。行政区と中学校区を主な活動区域としている。 ・青少年の日フェスタを開催し、延べ3,957人が来場		B	・各青少年育成委員会及び青少年相談員連絡協議会において、家庭・地域・学校が協力して青少年健全育成に取り組んだ。新型コロナウイルス感染症の影響で縮小や中止されていた事業が概ね再開した。 ・青少年育成委員会53中学校区において実施。委員は2年毎(R4-R5)に約4,000人を委嘱。市内中学校区を主な活動区域としている。 ・千葉県青少年相談員連絡協議会において実施。相談員は3年毎に委嘱。第21期(R4-R6)の定数は510人。行政区と中学校区を主な活動区域としている。	計画通り、新規10校を加え85校(小学校55校・中学校30校)で実施。それぞれの本部85名の地域コーディネーターを中心に地域教育協議会を開催。	計画通り、新規10校を加え85校(小学校55校・中学校30校)で実施。それぞれの本部85名の地域コーディネーターを中心に地域教育協議会を開催した。	学校支援地域本部事業	授業の補助、環境整備、登下校時の見守り活動などについて、地域住民がボランティアとして学校をサポートします。					市が委嘱した青少年育成委員が、青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における青少年育成関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進します。	青少年相談員活動事業	市と県が委嘱した青少年相談員が、青少年育成活動の積極的な推進を図るため、青少年とともに喜び、ともに語り、よき相談相手となることを目的とした活動をします。	「青少年の日」「家庭・地域の日」関連事業	毎年9月第3土曜日を「青少年の日」、毎月第3土曜日及び空白曜日を「家庭・地域の日」、毎年9月第3土曜日から1週間を「青少年の日」とつなぐ取り組みを推進します。
							教育委員会	学事課			新規10校に開設の目的・意義を説明し、学校支援地域本部を設置 消耗品や通信費の配付 地域コーディネーター研修会実施。72名参加。	令和6年度新規10校を加え85校(小学校55校・中学校30校)で実施。それぞれの本部85名の地域コーディネーターを中心に地域教育協議会を開催。															
106	4	子ども・若者の健全育成	1	1	③	地域の青少年育成団体等が実施する様々な体験活動や世代間・異年齢間交流などの青少年健全育成事業を支援します。	こども未来局	健全育成課		B	各青少年育成委員会及び青少年相談員連絡協議会において、家庭・地域・学校が協力して青少年健全育成に取り組んだ。新型コロナウイルス感染症の影響で縮小や中止されていた事業が概ね再開した。		B	各青少年育成委員会及び青少年相談員連絡協議会において、家庭・地域・学校が協力して青少年健全育成に取り組んだ。新型コロナウイルス感染症の影響で縮小や中止されていた事業が概ね再開した。	青少年育成委員会53中学校区において実施。委員は2年毎(R4-R5)に約4,000人を委嘱。市内中学校区を主な活動区域としている。 ・千葉県青少年相談員連絡協議会において実施。相談員は3年毎に委嘱。第21期(R4-R6)の定数は510人。行政区と中学校区を主な活動区域としている。	青少年育成委員会活動事業	再掲(132)	青少年相談員活動事業	再掲(133)	青少年育成団体等、青少年の健全育成のための行う活動を支援します。							
107	4	子ども・若者の健全育成	1	1	④	20歳を迎えた若者に改めて大人としての自覚を促し、旧友と語り、郷土「千葉市」への関心を高めるような「二十歳のつどい」を、地域、学校等と連携して実施します。	こども未来局	健全育成課		B	令和7年「千葉市二十歳のつどい」を雑踏対策のため、2部制で開催した。	参加人数 千葉市二十歳のつどい 6,568人	B	新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年は中止となったが、令和4年以降は複数部制により開催した。	延べ参加人数(R4~7年 ※R3は中止) 千葉市二十歳のつどい 25,052人	二十歳のつどい	20歳を迎えた若者に改めて大人としての自覚を促し、旧友と語り、郷土「千葉市」への関心を深める機会とします。										
108	4	子ども・若者の健全育成	1	1	⑤	地域の青少年育成団体や家庭、学校等に対し、自然体験活動や生活体験活動等を行うための場を提供します。	こども未来局	健全育成課	見直し		資料2に記載				資料2に記載	少年自然の家運営事業	子どもが生活体験、自然体験、共同自治体体験等の体験活動を行うための場を提供します。										
							教育委員会	南部青少年センター		A	●青少年及び一般を対象とした、各種講座を開催した。 ●当センター利用団体のホールでの成果発表会等を開催した。 【評価の理由】 「ゆめチャレンジ」は前年度より出演団体が減少したが、地元「蘇我中学校演劇部」の参加により、前年度とほぼ同じ来場者数となった。アンケートのほとんど(95%)が「有意義であった」「楽しかった」という感想が寄せられており、大きな成果を上げることができた。 ●ときめきサタデー(サマーチャレンジ、学習支援、子育て支援を含む) 開催講座数：13講座、受講者数：200人、延受講者数：266人 ●わくわくカラジ(舞台照明・音響講座を含む) 開催講座数：10講座、受講者数：122人、延受講者数：172人 ●ゆめチャレンジ 成果発表会に参加した団体：10団体、参加者数：658人	●ときめきサタデー(サマーチャレンジ、学習支援、子育て支援を含む) 開催講座数：13講座、受講者数：200人、延受講者数：266人 ●わくわくカラジ(舞台照明・音響講座を含む) 開催講座数：10講座、受講者数：122人、延受講者数：172人 ●ゆめチャレンジ 成果発表会に参加した団体：10団体、参加者数：658人	講座の実施 令和2年 9講座 受講者数67人、延受講者113人 令和3年 13講座 受講者数245人、延受講者362人 令和4年 27講座 受講者数285人、延受講者399人 令和5年 27講座 受講者数321人、延受講者408人 令和6年 23講座 受講者数322人、延受講者438人 ゆめチャレンジ 令和2~3年 中止 令和4年 出演団体3、参加者数497人 令和5年 出演団体13、参加者数661人 令和6年 出演団体10、参加者数658人	ゆめチャレンジ	小・中学生と親子を対象とした講座を開催し、体験活動を通じて子どもたちの健全育成と異年齢交流を図ります。	わくわくカラジ	青少年(16歳以上)と一般市民を対象とした講座を開催し、生活文化の向上を図るとともに、異世代交流を通じて仲間づくりを支援します。	ゆめチャレンジ	夢を持ってチャレンジを続けている青少年(団体・個人)の活動を支援するため、その成果発表の場を設けます。								
109	4	子ども・若者の健全育成	2	1	①	相談活動(来所相談・電話相談・訪問相談)を行うことにより、非行の未然防止を図ります。	こども未来局	青少年サポートセンター		B	来所相談 227件 電話相談 749件 訪問相談 292件		B	相談活動(来所相談・電話相談・訪問相談)を行うことにより、非行の未然防止を図った。	R2~R6の合計 来所相談 773件 電話相談 2,420件 訪問相談 1,030件	相談活動事業											
110	4	子ども・若者の健全育成	2	1	②	学校・警察・地域の青少年育成団体等との連携を強化し、青少年の問題行動や非行の早期発見に努めます。	こども未来局	青少年サポートセンター		B	広報誌「フェアウェイ」の発行、また、学警連・小連会・中連会・高補連等を開催し、児童生徒の安全指導、生徒指導の充実を支援した。	8回発行 学警連 常任委員会 2回開催 学警連 常任委員会 各2回開催 小連会 2回開催 中連会 4回開催 高補連 5回開催		B	広報誌「フェアウェイ」の発行、また、学警連・小連会・中連会・高補連等を開催し、児童生徒の安全指導、生徒指導の充実を支援した。	毎年以下の内容を計画している 8回発行 学警連 常任委員会 2回開催 学警連 常任委員会 各2回開催 小連会 2回開催 中連会 4回開催 高補連 5回開催	広報・啓発活動	地域等で活動する青少年育成団体や学校が実施する非行防止に関する研修会や防犯訓練等に講師を派遣します。また、広報誌やホームページなどによる情報発信を行います。	関係機関との連携	学校、警察、千葉県青少年補導員連絡協議会等、関係機関、団体、近隣市との協力を強化して、子ども、若者を支援します。							
111	4	子ども・若者の健全育成	2	1	③	地域等で活動する青少年育成団体や学校等が実施する非行防止に関する研修会や防犯訓練等に講師を派遣します。	こども未来局	青少年サポートセンター			再掲				再掲	広報・啓発活動	再掲(143)										

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 施策 内容 のNo. ①	基本組 本組 施策 内容 のNo. ②	基本組 本組 施策 内容 のNo. ③	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業					
							局	課	新規・ 拡充・ 見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容
112	4	子ども・若者の健全育成	2	2	①	青少年補導員が青少年育成委員会や青少年育成関係者と連携して、地域ぐるみで街頭補導等を実施し、青少年の非行防止に努めます。	こども未来局	健全育成課 青少年サポートセンター		B	補導活動（所員補導・中心街補導・地域補導）を実施した。	実施回数 2,152回 従事者（延べ） 4,511人 補導少年数 273人	B	補導活動（所員補導・中心街補導・地域補導）を実施した。	R2～R6の合計 実施回数 11,218回 従事者（延べ） 23,752人 補導少年数 2,370人	補導活動事業	街頭補導を実施し、青少年の非行防止に努めます。	青少年育成委員会活動事業	再掲（132）	青少年相談員活動事業	再掲（133）
113	4	子ども・若者の健全育成	2	2	②	千葉県立小・中・高・特別支援学校・中等教育学校の児童・生徒を対象にネットパトロールを実施し、問題行動の早期発見や非行防止に努めます。	こども未来局	青少年サポートセンター	拡充	/	資料2に記載	/	/	資料2に記載	/	ネットパトロール事業	ネットパトロールを実施し、千葉県立小・中・高・特別支援学校・中東教育学校の児童・生徒を対象に問題行動の早期発見や非行防止に努めます。				

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
 A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
 B：概ね計画どおり実施した
 C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
 D：未実施（休止・中止等）
 ※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
 -：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 実施内容 No.①	基本組 実施内容 No.②	基本組 実施内容 No.③	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業					
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容
114	5	子ども・若者の安全の確保	1	1	①	子ども・若者が犯罪の被害に遭わない環境をつくるために、補導活動、パトロールなど、学校・地域・関係機関が連携した防犯活動を推進します。	こども未来局	健全育成課 青少年サポートセンター		再掲			再掲		青少年育成委員会活動事業	再掲（132）	補導活動事業	再掲（145）	青少年相談員活動事業	再掲（133）	
							区役所	地域づくり支援課		ボランティアで防犯ウォーキングを実施する区民に対して、ウォーキング時に着用する物品を貸与した。	【中央区】 新規登録者数 40人 登録者合計 2,783人 【花見川区】 新規登録者数 65人 登録者合計 3,301人 【稲毛区】 新規登録者数 21人 登録者合計 2,776人 【若葉区】 新規登録者数 13人 登録者合計 2,630人 【緑区】 新規登録者数 10人 登録者合計 1,711人 【美浜区】 新規登録者数 42人 登録者合計 3,104人	ボランティアで防犯ウォーキングを実施する区民に対して、ウォーキング時に着用する物品を貸与した。	【中央区】 新規登録者数 177人 登録者合計 2,783人 【花見川区】 新規登録者数 436人 登録者合計 3,301人 【稲毛区】 新規登録者数 346人 登録者合計 2,776人 【若葉区】 新規登録者数 178人 登録者合計 2,630人 【緑区】 新規登録者数 205人 登録者合計 1,711人 【美浜区】 新規登録者数 236人 登録者合計 3,104人	防犯ウォーキング	ジョギングや散歩等を兼ねて、パトロールを実施することで、地域の犯罪の抑止及び防犯の強化を図ります。ボランティアには帽子等の物品を貸与します。						
							市民局	地域安全課		地域安全課職員が業務で外出する機会を活用して、青色回転灯を装着した公用車で防犯パトロールを実施した。	外出時に適宜実施	地域安全課職員が業務で外出する機会を活用して、青色回転灯を装着した公用車で防犯パトロールを実施した。	外出時に適宜実施	青色防犯パトロール	青色回転灯を装着した自動車による防犯パトロールを実施し、空き巣やひったくりなどの犯罪を抑止することにも、通学時における子どもの安全を図ります。	青色防犯パトロール実施時へのドライバーレコーダー一式を配布することで、地域内の犯罪抑止効果を高めます。					
							教育委員会	学事課		管理職対象講演会の開催 スクールガード・アドバイザーの委嘱 セーフティウォッチャー活動状況のとりまとめ	学校セーフティウォッチャー登録者数 27,475人（R6年度3月末） セーフティウォッチャーへの周知を目的とし、市内全管理職対象講習会の開催（2回140人参加） スクールガード・アドバイザー配置 11人	管理職対象講演会の開催 スクールガード・アドバイザーの委嘱 セーフティウォッチャー活動状況のとりまとめ	学校セーフティウォッチャー登録者数 27,475人（R6年度3月末） セーフティウォッチャーへの周知を目的とし、市内全管理職対象講習会の開催（毎年度2回・140人参加） スクールガード・アドバイザー配置 R6:11人 R5:13人 R4:13人	学校セーフティウォッチャー事業	児童生徒の登下校時における見守り等、防犯確保を目的とした地域住民・保護者等のボランティア活動への支援を行うとともに、各学校への防犯用品等の配布を行います。						
115	5	子ども・若者の安全の確保	1	1	②	青少年非行の誘因となっている有害環境を調査・点検し、警察署や青少年育成委員会、青少年補導員、青少年相談員等が連携して有害環境の浄化に努めます。	こども未来局	健全育成課 青少年サポートセンター		B	社会環境実態調査及び千葉県健全育成条例に基づく立入調査を実施した。	調査・聞き取り店舗数（コンビニ、カラオケボックス、携帯電話販売店、雑貨店、書店等）199件	B	社会環境実態調査及び千葉県健全育成条例に基づく立入調査を実施した。	R2~R6の合計 調査・聞き取り店舗数（コンビニ、カラオケボックス、携帯電話販売店、雑貨店、書店等）989件	環境浄化活動	青少年育成委員会活動事業	再掲（132）	青少年相談員活動事業	再掲（133）	
116	5	子ども・若者の安全の確保	1	1	③	県青少年健全育成条例に基づく立入調査事務により、コンビニ、書店、カラオケボックス、携帯電話販売店等の条例の遵守状況を確認し、注意・勧告を行います。	こども未来局	青少年サポートセンター		B	社会環境実態調査及び千葉県健全育成条例に基づく立入調査を実施した。	調査・聞き取り店舗数（コンビニ、カラオケボックス、携帯電話販売店、雑貨店、書店等）199件	B	社会環境実態調査及び千葉県健全育成条例に基づく立入調査を実施した。	R2~R6の合計 調査・聞き取り店舗数（コンビニ、カラオケボックス、携帯電話販売店、雑貨店、書店等）989件	立入調査事業					
117	5	子ども・若者の安全の確保	1	2	①	青少年育成委員会が主体となって、子どもの緊急避難場所として家庭や店舗などを「こども110番のいえ」として登録し、子どもの安全を守ります。また、学校・保護者を通じて、子どもに対して「こども110番のいえ」の周知を図ります。	こども未来局	健全育成課		B	地域の見守り活動を実施し、登下校時の子どもの安全確保に努めた。「こども110番のいえ」の登録を促し、家庭や子どもたちに対し周知を進めた。	登録件数 8,272件	B	地域ぐるみで防犯に取り組む姿勢を示し、登下校時の子どもの安全確保に努めた。また、犯罪等の抑止力としての機能もあるため、「こども110番のいえ」の登録を促し、家庭や子どもたちに対し周知を進めることができた。	延べ登録件数（R2~R6）43,564件	こども110番のいえ	青少年育成委員会活動事業	再掲（132）	家庭教育資料作成事業	再掲（159）	
118	5	子ども・若者の安全の確保	1	3	①	青少年を取り巻く様々な問題は都県域を超えて共通化しているため、九都県市で青少年の健全育成について協議し、共同の取組みを行います。	こども未来局	健全育成課		B	九都県市の行政主管課長会議については、対面開催する必要がない場合は原則書面開催とすることとなり、共同の取組について書面にて情報共有を行った。	-	B	全期間において、情報の共有を図ることができた。	-	九都県市共同啓発事業	青少年の健全育成について、九都県市が共同で啓発活動に取り組めます。				
119	5	子ども・若者の安全の確保	1	4	①	広報紙・ホームページ・電子メールなどを通して、不審者情報や防犯情報などを発信し、保護者や子どもに注意喚起を行います。	こども未来局	健全育成課 青少年サポートセンター		再掲			再掲		青少年育成委員会活動事業	再掲（132）	青少年相談員活動事業	再掲（133）	広報・啓発活動	再掲（143）	
							市民局	地域安全課		空き巣やひったくりなどの市内の犯罪発生情報や不審者情報をちばし安全・安心メールの登録者に配信し、防犯に関する周知啓発を実施した。	犯罪発生日報 238件 緊急防犯情報 51件 不審者情報 241件 ワンポイント防犯情報 184件 電話de詐欺 75件	空き巣やひったくりなどの市内の犯罪発生情報や不審者情報をちばし安全・安心メールの登録者に配信し、防犯に関する周知啓発を実施した。	令和4年度から令和6年度まで 犯罪発生日報 923件 緊急防犯情報 264件 不審者情報 627件 ワンポイント防犯情報 273件 電話de詐欺 R5~R6年度、R4年度は実施なし 153件	ちばし安全・安心メール	空き巣やひったくりなどの市内の犯罪発生状況を携帯電話やパソコンに電子メールで配信し、防犯に対する注意喚起を行います。						
							総合政策局	防災対策課		気象庁が発表する警報・注意報等や市の避難所開設情報等について、携帯電話やスマートフォン、パソコンに電子メールで配信し、災害に対する注意喚起を実施した。	登録者数の推移（年度末時点） 令和6年度 59,490人	気象庁が発表する警報・注意報等や市の避難所開設情報等について、携帯電話やスマートフォン、パソコンに電子メールで配信し、災害に対する注意喚起を実施した。	登録者数の推移（年度末時点比較） 令和元年度 49,501人 令和6年度 59,490人 →9,989人増	ちばし安全・安心メール	災害・気象情報を携帯電話やパソコンに電子メールで配信し、災害に対する心構えを喚起することにも、発災時の避難など迅速・的確な対応を可能にします。						

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
 A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
 B：概ね計画どおり実施した
 C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
 D：未実施（休止・中止等）
 ※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
 -：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 策内容 のNo. ①	基本組 本組 策内容 のNo. ②	基本組 本組 策内容 のNo. ③	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業						
							局	課	新規・ 拡充・ 見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容	
127	6	子ども・若者の居場所づくり	1	3	②	原則として小学校の敷地内において、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営し、保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するアフタースクールの導入を進めます。	教育委員会 こども未来局	生涯学習振興課 健全育成課	拡充	/	資料2に記載	/	資料2に記載	/	アフタースクールの実施	原則として小学校の敷地内において、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営し、保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するアフタースクールの導入を進めます。						

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 策内容 のNo	基本組 本組 策内容 のNo	基本組 本組 策内容 のNo	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業											
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容						
128	6	子ども・若者の居場所づくり	1	4	①	教育委員会と市長部局との連携を強化し、総合的な放課後対策に取り組みます。	こども未来局	健全育成課		B	アフタースクール事業を行っている生涯学習振興課と共に、放課後対策全般についてあり方を検討している。	日常的に情報交換を行っている。	B	アフタースクール事業を行っている生涯学習振興課と共に、放課後対策全般についてあり方を検討している。	日常的に情報交換を行っている。												
							教育委員会	生涯学習振興課		B	「子どもの放課後対策に関する検討会議」において、子どもたちの居場所の確保と充実について協議・調整を行った。	「子どもの放課後対策に関する検討会議」開催回数 1回	B	「子どもの放課後対策に関する検討会議」において、子どもたちの居場所の確保と充実について協議・調整を行った。	【R2～R6年度実績】 「子どもの放課後対策に関する検討会議」開催回数 5回												
129	6	子ども・若者の居場所づくり	1	4	②	放課後子ども教室及び子どもルームの実施場所として、学校施設等を有効かつ積極的に活用していきます。	こども未来局	健全育成課		B	余裕教室の利用および特別教室をタイムシェアするなど既存の学校施設を活用し、放課後の子ども居場所を確保する。	小学校敷地内（校舎内含む）整備 15か所	B	余裕教室の利用および特別教室をタイムシェアするなど既存の学校施設を活用し、放課後の子ども居場所を確保する。	小学校敷地内（校舎内含む）整備 15か所	総合的な放課後対策の推進	教育委員会と市長部局との連携を強化し、総合的な放課後対策に取り組みます。										
							教育委員会	生涯学習振興課		B	放課後子ども教室については、学校施設を積極的に活用し、多様な体験機会を提供した。また、44校で放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営するアフタースクールを実施した。	放課後子ども教室実施校数 63校（地域の担い手不足等により5校は実施見送り） アフタースクール実施校数 44校	B	放課後子ども教室については、学校施設を積極的に活用し、多様な体験機会を提供した。また、44校で放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営するアフタースクールを実施した。	【R6年度実績】 放課後子ども教室実施校数 63校（地域の担い手不足等により5校は実施見送り） アフタースクール実施校数 44校	総合的な放課後対策の推進	再掲（166）										
130	6	子ども・若者の居場所づくり	1	4	③	小学校の放課後において、校庭を安全・安心な居場所として開放します。	教育委員会	生涯学習振興課		B	全小学校において、放課後の校庭開放を実施した。	実施校数 107校	B	全小学校において、放課後の校庭開放を実施した。	【R6年度実績】 実施校数 107校												
131	6	子ども・若者の居場所づくり	2	1	①	子どもの居場所の全市展開を図るため、公開講座を開催し、子どもの居場所で活躍できる人材を育成します。	こども未来局	こども企画課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		信頼できる大人の育成	子どもの居場所の全市展開を図るため、公開講座を開催し、子どもの居場所で活躍できる人材を育成します。										
132	6	子ども・若者の居場所づくり	2	2	①	学校でも家庭でもない、信頼できる大人が見守る第3の居場所である子どもカフェの開催支援や、子どもが放課後・休日に過ごせる子ども交流館の運営等により、子どもたちが気軽に立ち寄り、安心・安全に過ごせる地域の身近な居場所を提供します。	こども未来局	こども企画課		B	学校でも家庭でもない、信頼できる大人が見守る第3の居場所である子どもカフェの開催支援や、子どもが放課後・休日に過ごせる子ども交流館の運営等により、子どもたちが気軽に立ち寄り、安心・安全に過ごせる地域の身近な居場所を提供した。	どこでも子どもカフェ開催箇所32か所 子ども交流館利用人数延べ109,262人	B	学校でも家庭でもない、信頼できる大人が見守る第3の居場所である子どもカフェの開催支援や、子どもが放課後・休日に過ごせる子ども交流館の運営等により、子どもたちが気軽に立ち寄り、安心・安全に過ごせる地域の身近な居場所を提供した。	どこでも子どもカフェ開催箇所22か所増 ※令和2年4月1日から令和7年3月31日まで 子ども交流館利用人数延べ342,820人	どこでも子どもカフェの開催支援	子どもカフェ事業の成果を踏まえ、市民ボランティアが中心となって、地域交流の拠点となっている公民館等の施設を活用することで、市内全域に幅広い年齢の子どもたちに居場所を提供します。	子ども交流館の運営									
							教育委員会	生涯学習振興課		B	全ての公民館で空きのある読書やロビーを開放した。	自習室利用者数 19,421人	B	令和2年5月から、全ての公民館で空きのある読書やロビーを開放した。	自習室利用者数 R2：12,043人 R3：5,289人 R4：12,861人 R5：17,369人 R6：19,421人	公民館における子どもの居場所の確保	公民館の施設を開放し、気軽に安心・安全な子どもたちの居場所を確保します。										
133	6	子ども・若者の居場所づくり	2	2	②	都市公園において、プレーパークを自主的に開催している市民団体の運営の継続及び運営する市民団体の増加のため、プレーリーダーの派遣を行います。	こども未来局	こども企画課		B	都市公園において、プレーパークを自主的に開催している市民団体の運営の継続及び運営する市民団体の増加のため、プレーリーダーの派遣を実施した。	プレーリーダー派遣回数延べ92回	B	都市公園において、プレーパークを自主的に開催している市民団体の運営の継続及び運営する市民団体の増加のため、プレーリーダーの派遣を実施した。	プレーリーダー派遣回数延べ404回	プレーパーク定期開催団体への支援	都市公園において、プレーパークを自主的に開催している市民団体の運営の継続及び運営する市民団体の増加のため、プレーリーダーの派遣を行います。	子どもたちの森公園プレーパーク運営									
134	6	子ども・若者の居場所づくり	2	2	③	地域の子どもの居場所を運営する団体等のネットワーク化により、情報共有と連携強化を図ります。	こども未来局	こども企画課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		子どもの居場所のネットワーク化推進	地域の子どもの居場所を運営する団体等のネットワーク化により、情報共有と連携強化を図ります。										
135	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	1	1	①	国・民間団体等関係機関の実施事業を有効活用した適切な相談対応を実施します。	こども未来局	こども家庭支援課		B	平日や昼間に育児や生活一般に関することなどについて、相談する時間が見つからない方のために休日・夜間電話相談を実施した。	電話相談実施日： 平日（18:00～21:00） 247日 土日祝日（9:00～18:00） 68日 相談件数： 75件	B	平日や昼間に育児や生活一般に関することなどについて、相談する時間が見つからない方のために休日・夜間電話相談を実施した。	R2～R6 電話相談実施日： 平日（18:00～21:00） 1,230日 土日祝日（9:00～18:00） 340日 相談件数： 644件	相談体制の充実	国・民間団体等関係機関の実施事業を有効活用した適切な相談対応を実施します。	母子・父子自立支援員	保健福祉センターに母子・父子自立支援員を配置し、生活・育児・福祉資金の貸付等についての相談に応じます。	土日・夜間電話相談							
										B	ひとり親家庭向けの各種支援制度を掲載したリーフレットを各区市民総合窓口等に配布した。	—	B	ひとり親家庭向けの各種支援制度を掲載したリーフレットを各区市民総合窓口等に配布した。	—	制度対象者の情報提供等	フッシュ型情報提供の仕組みを利用することにより、各事業の対象者に必要な情報が的確に届くようになるとともに、提供する情報の充実を図ります。										
136	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	1	2	①	フッシュ型情報提供の仕組みを利用することにより、各事業の対象者に必要な情報が的確に届くようになるとともに、提供する情報の充実を図ります。	こども未来局	こども家庭支援課		B	ひとり親家庭向けの各種支援制度を掲載したリーフレットを各区市民総合窓口等に配布した。	—	B	ひとり親家庭向けの各種支援制度を掲載したリーフレットを各区市民総合窓口等に配布した。	—												

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 策 容 の No	基本組 本組 策 容 の No	基本組 本組 策 容 の No	基本施策の取組内容③	所管課		実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業								
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容		
137	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	2	1	①	認定こども園、保育園等・子どもルームへの優先入所を実施するとともに、「ファミリー・サポート・センター事業」や「子育て短期支援事業」等の子育て支援事業に係る利用者負担の軽減を図ります。	こども未来局	健全育成課 こども家庭支援課 幼保連携課		B	●ひとり親家庭等について、子どもルーム入所審査時の配点を高くすることで優先的な措置を行った。 ●子育て短期支援事業等の子育て支援事業に係る利用者負担の軽減を図った。 ●ひとり親家庭について、ファミリー・サポート・センターにかかる利用者負担の軽減を図った。 ●ひとり親家庭等について、保育園等の入所審査時の配点を高くすることで優先的な措置を行った。（連）	●子どもルーム ひとり親家庭は19点加 ●子育て短期支援事業 実利用者数（延べ日数）1,902人 実費負担軽減者利用者数（延べ日数）1,666人 ●ファミリー・サポート・センター ひとり親助成延べ人数31人 ●保育園等利用申請 令和7年4月申請対象件数 358件 （一次・二次選考合計、転園申請も含む）	B	ひとり親家庭等について、子どもルーム入所審査時の配点を高くすることで優先的な措置を行った。 ●子育て短期支援事業等の子育て支援事業に係る利用者負担の軽減を図った。 ●ひとり親家庭等について、保育園等の入所審査時の配点を高くすることで優先的な措置を行った。	●子どもルーム ひとり親家庭は19点加 ●子育て短期支援事業等の子育て支援事業に係る利用者負担の軽減を図った。 ●ファミリー・サポート・センター ひとり親助成R2～R6延べ人数244人 ●保育園等利用申請 令和3年～令和7年4月申請対象件数 1,287件 （一次・二次選考合計、転園申請も含む）	認定こども園、保育園等、子どもルームへの優先入所	認定こども園、保育園等、子どもルームへの入所を優先的に実施します。	子育て支援事業の利用者負担軽減	ファミリー・サポート・センター事業や子育て短期支援事業等の子育て支援事業に係る利用者負担を軽減します。				
138	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	2	2	①	一時的に援助が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、家事・育児の援助等を行う日常生活支援事業を実施します。	こども未来局	こども家庭支援課		B	一時的に援助が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、家事・育児の援助等を行った。 延利用時間：555時間	B	一時的に援助が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、家事・育児の援助等を行った。 R2～R6 延利用時間：3,041時間	日常生活支援	一時的に援助が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、家事・育児の援助等を行います。								
139	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	2	2	②	ひとり親家庭の暮らし・子育てなどを支えるため、各種行政サービスや法律知識をテーマにした生活支援講習会等を実施するとともに、お互いの悩みを打ち明け相談し合う場づくりとして、情報交換事業を実施します。	こども未来局	こども家庭支援課		B	ひとり親家庭対象のイベントを開催し、情報交換及び交流を図った。 実施回数 5回 参加者数 124人	B	ひとり親家庭対象のイベントを開催し、情報交換及び交流を図った。 R2～R6 実施回数 15回 参加者数 671人	生活支援講習会	ひとり親家庭を支援するため、暮らしや子育てなどをテーマにした、講習会と個別相談会を開催します。	情報交換事業	お互いの悩みを打ち明け、相談し合う場づくりとして、情報交換事業を実施します。						
140	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	2	2	③	賃貸住宅の紹介や入居に関する情報提供・助言を行うとともに、ひとり親家庭が市営住宅に入居する際の優遇措置を推進するほか、ハンフレット等を活用し、施策の周知を行います。	都市局	住宅整備課 住宅政策課		B	●市営住宅ひとり親世帯入居申込者に対して抽選番号にポイントを1点付与した。 ●住宅関連情報提供コーナーにおいて、入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供及び入居支援を行った。 ●市営住宅ひとり親世帯応募当選実績 応募97世帯 当選19世帯 ●ひとり親世帯への民間賃貸住宅の情報提供相談：23件 紹介：4件	B	●市営住宅ひとり親世帯入居申込者に対して抽選番号にポイントを1点付与した。 ●住宅関連情報提供コーナーにおいて、入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供及び入居支援を行った。 ●市営住宅ひとり親世帯応募当選実績 応募427世帯 当選110世帯 ●ひとり親世帯への民間賃貸住宅の情報提供相談：60件 紹介：12件	市営住宅入居時の優遇措置の推進	市営住宅に応募した際の抽選及び入居後の家賃算定について優遇措置を推進します。	民間賃貸住宅入居支援制度の推進	希望に応じた民間住宅や市の住宅施策に関する情報提供・助言を行うほか、家賃債務保証会社の保証委託料の一部を補助します。						
141	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	3	1	①	母子家庭等就業・自立支援センター事業として、母子家庭等の就業と自立を支援するため、就業相談員による就業相談や、ハローワークと連携した就業支援を行います。	こども未来局	こども家庭支援課		B	母子家庭等就業・自立支援センター事業として、母子家庭等の就業と自立を支援するため、就業相談員による就業相談や、ハローワークと連携した就業支援を行った。 相談件数：1,368件 就職人数：237人 母子・父子自立支援プログラム策定事業実施件数：97件 児童扶養手当の現況届手続き時に併せて開設する、ハローワークの臨時相談窓口（出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン）については、美浜区にて集中的に実施している。	B	母子家庭等就業・自立支援センター事業として、母子家庭等の就業と自立を支援するため、就業相談員による就業相談や、ハローワークと連携した就業支援を行った。 R2～R6 相談件数：6,432件 就職人数：1,188人 母子・父子自立支援プログラム策定事業実施件数：435件 児童扶養手当の現況届手続き時に併せて開設する、ハローワークの臨時相談窓口（出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン）については、美浜区にて集中的に実施している。	母子家庭等就業・自立支援センター	就業と自立を支援するため、保健福祉センターに就業相談員を配置し、就業相談に応じるほか、労働局やハローワークと連携した就業支援を行います。								
142	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	3	2	①	就業する際に必要な技術や資格の取得を促進するため、「高等職業訓練促進給付金」等の給付事業を実施するほか、資格技能取得のための講習会を開催します。	こども未来局	こども家庭支援課		B	就業する際に必要な技術や資格の取得を促進するため、「高等職業訓練促進給付金」等の給付事業を実施するほか、資格技能取得のための講習会を開催した。 ●高等職業訓練促進給付金 ①高等職業訓練促進給付金 給付人数：29人 支給額：34,117千円 ②高等職業訓練促進給付金 給付人数：12人 支給額：500千円 ●就業支援講習会 ①パソコン講習会：3回開催 延べ受講者数15人 ②介護職員初任者研修講習会 延べ受講者数 4人	B	就業する際に必要な技術や資格の取得を促進するため、「高等職業訓練促進給付金」等の給付事業を実施するほか、資格技能取得のための講習会を開催した。 R2～R6 ●高等職業訓練促進給付金 ①高等職業訓練促進給付金 給付人数：172人 支給額：195,481千円 ②高等職業訓練促進給付金 給付人数：58人 支給額：2,475千円 ●就業支援講習会 ①パソコン講習会：17回開催 延べ受講者数122人 ②介護職員初任者研修講習会 延べ受講者数 40人	就業支援講習会	就業と自立を支援するため、保健福祉センターに就業相談員を配置し、就業相談に応じるほか、労働局やハローワークと連携した就業支援を行います。	高等職業訓練促進給付金	看護士等経済的自立に効果的な資格を取得する際の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	自立支援教育訓練給付金	就職につなげる能力開発及び中長期的なキャリア形成のための教育訓練講座を受講するときの費用の一部を助成します。				
143	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	4	1	①	子どものための養育費及び面会交流等について、弁護士による無料相談を実施します。	こども未来局	こども家庭支援課		B	養育相談：各区4回 全24回実施 定員：各回3名 応募者数：107名 相談者数：66名	B	子どものための養育費及び親子交流（面会交流）等について、弁護士による無料相談を実施した。 R2～R6 養育相談：104回 応募者数：479名 相談者数：281名	弁護士による養育費相談	子どものための養育費及び面会交流等について、弁護士による無料相談を実施します。								
144	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	5	1	①	母子及び父子家庭等の方の経済的自立を支援するため、子どもの修学資金等の貸付を行います。	こども未来局	こども家庭支援課		B	母子及び父子家庭等の方の経済的自立を支援するため、就学支度資金や修学資金等6種類の貸付を行った。 貸付件数 187件 貸付金額 144,050千円	B	母子及び父子家庭等の方の経済的自立を支援するため、就学支度資金や修学資金等6種類の貸付を行った。 R2～R6 貸付件数 1,021件 貸付金額 770,916千円	母子・父子・養育費相談	母子・父子・養育費相談に対して、子どもの就学資金等の貸付を行います。								
145	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	5	2	①	児童扶養手当制度の給付事務を適正に行います。	こども未来局	こども家庭支援課		B	母子及び父子家庭等に対して児童扶養手当給付を実施した。 延べ支給人数 58,304人 支給額 2,470,927千円	B	母子及び父子家庭等に対して児童扶養手当給付を実施した。 延べ支給人数 314,224人 支給額 12,797,677千円	児童扶養手当の適正な給付	児童扶養手当制度の給付事務を適正に行います。								
146	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	5	2	②	母子及び父子家庭等に対する医療費助成を実施するほか、関係団体と協議しながら、現物給付化を実施し、受給者の利便性の向上を図ります。	こども未来局	こども家庭支援課	拡充		資料2に記載		資料2に記載	母子・父子家庭等に対する医療費（保険診療の自己負担分）を助成することともに、関係団体と協議しながら、現物給付化を実施し、受給者の利便性の向上を図ります。									
147	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	5	2	③	未婚のシングルマザー・ファザーに専業主婦（夫）控除をみなし適用し、保育料・子どもルーム利用料等の軽減を図ります。（令和3年9月以降は法改正によるひとり親控除を考慮した保育料算定となったため廃止）	こども未来局	健全育成課 幼保連携課		-	-	-	-	-	-	保育料及び子どもルーム利用料について、未婚のシングルマザー・ファザーに専業主婦（夫）控除をみなし適用し、利用料等の軽減を図ります。							

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 策内容 のNo ①	基本組 本組 策内容 のNo ②	基本組 本組 策内容 のNo ③	基本施策の取組内容③	実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業									
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容	
148	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	5	3	①	経済的に特に困難しているひとり親家庭の児童に対して、クーポン券を提供し、学習塾や習い事等に必要費用の一部を助成します。	こども未来局	こども家庭支援課	見直し		資料2に記載		資料2に記載		学校外教育パッケージ	経済的に特に困難しているひとり親家庭の児童に対して、クーポン券を提供し、学習塾や習い事等に必要費用の一部を助成します。						
149	8	児童虐待防止対策の充実	1	1	①	社会全体で児童虐待を防止するため、防止への協力について、広く市民に対し、周知・啓発を行います。	こども未来局	こども家庭支援課		B	社会全体で児童虐待を防止するため、防止への協力について、広く市民に対し、周知・啓発を実施した。	鉄道各社の駅にポスター掲出（JR5駅、京成2駅、モノレール18駅） 市政だよりにて特集記事掲載	B	社会全体で児童虐待を防止するため、防止への協力について、広く市民に対し、周知・啓発を実施した。	鉄道各社の駅にポスター掲出（JR5駅、京成2駅、モノレール18駅） ※5年間とも同様 市政だよりにて特集記事掲載	オレンジリボンキャンペーン	児童虐待の防止に向け、市民の意識を高め、児童虐待防止の協力を呼びかける啓発活動を行います。					
150	8	児童虐待防止対策の充実	1	1	②	暴力によらない子育ての実践について、先進的な心理教育プログラム等を調査・研究するとともに、プログラム指導者を養成する等、広く市民に対し、周知・啓発を行います。	こども未来局	こども家庭支援課		B	コモンセンス・ペアレンティングプログラムに関する講座を幼児版・学齢児版に分け2日間、オンラインで開催した。	参加者数 幼児版：31名 学齢児版：24名	B	コモンセンス・ペアレンティングプログラムに関する講座を幼児版・学齢児版に分け2日間、オンラインで開催した。	参加者数(R2~R6) 幼児版：140名 学齢児版：110名	児童虐待防止に向けた民間プログラムの実施	小中学校の児童やその保護者に対し、民間団体の児童虐待防止に関するプログラムを実施します。	養成指導者による心理教育プログラムの市民向け講座実施	暴力や悪言を使わずに子どものしつけを行うための心理教育プログラムの指導者を養成し、養成指導者により、市民を対象としたプログラムを実施します。	暴力によらない子育ての周知・啓発	子育て中の保護者に対し、暴力によらない子育ての実践や育児不安の相談を推奨するリーフレットを配布します。	
151	8	児童虐待防止対策の充実	2	1	①	増加する児童虐待相談に対し、児童相談所で、引き続き、24時間・365日対応していきます。	こども未来局	東部児童相談所 西部児童相談所		B	増加する児童虐待通告に対し、児童相談所で、引き続き、24時間・365日対応した。	虐待通告対応件数（児童相談所）2,652件	B	増加する児童虐待通告に対し、児童相談所で、引き続き、24時間・365日対応した。	虐待通告対応件数（児童相談所） 令和2年度：1,766件 令和3年度：2,277件 令和4年度：2,472件 令和5年度：2,409件 令和6年度：2,652件	児童虐待通告受理・対応（24時間365日体制）	児童相談所で、引き続き、休日・夜間を問わず、児童虐待相談を受け付け、対応していきます。					
152	8	児童虐待防止対策の充実	2	1	②	保健福祉センターにおいても、引き続き、児童虐待相談に対応していきます。	こども未来局	こども家庭支援課		B	保健福祉センターにおいても、児童虐待通告に対応した。	虐待通告対応件数（区）1,459件	B	保健福祉センターにおいても、児童虐待通告に対応した。	(R2~R6) 虐待通告対応件数（区）4,353件	保健福祉センター児童虐待通告受理・対応	保健福祉センターで、児童虐待相談を受理するとともに、泣き声通告や面談DV通告に対応する。					
8	8	児童虐待防止対策の充実	2	1		児童虐待の増加、複雑・困難化に対応するため、新たな児童相談所を整備します。	こども未来局	東部児童相談所	新規		資料2に記載			資料2に記載	新たな児童相談所の整備	児童虐待の増加、複雑・困難化に対応するため、新たな児童相談所を整備します。						
153	8	児童虐待防止対策の充実	2	2	①	母子健康手帳交付時の面接や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等を通して、子育てに不安を抱えている家庭の把握に努め、必要に応じた支援につなげます。	保健福祉局	健康支援課		B	母子健康包括支援相談員による母子健康手帳交付時の面接や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等を通して、子育てに不安を抱えている家庭の把握に努め、必要に応じた支援に繋がった。	母子健康手帳交付件数 5,735件 4か月児健康診査受診者 5,510人 1歳6か月児健康診査受診者 6,049人 3歳児健康診査受診者 6,191人	B	母子健康包括支援相談員による母子健康手帳交付時の面接や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等を通して、子育てに不安を抱えている家庭の把握に努め、必要に応じた支援に繋がった。	母子健康手帳交付件数 R2:6,373件 R3:6,280件 R4:6,023件 R5:5,850件 R6:5,735件 R2~R6の各健診受診率の平均 4か月児健診：94.8% 1歳6か月児健診：95.5% 3歳児健診：94.7%	母子健康手帳の交付・面接	再掲（105）	乳児家庭全戸訪問事業	再掲（18）	乳幼児健康診査	保健福祉センター、協力医療機関において、各種健康診査を実施し、保護者に対して相談・助言等を行います。	
154	8	児童虐待防止対策の充実	2	2	②	子育てに不安や孤立感を抱えている家庭や虐待リスクのある家庭に対し、各種相談・訪問事業等により、育児不安や負担感の軽減を図ります。	保健福祉局	健康支援課		B	子育てに不安や孤立感を抱えている家庭や虐待リスクのある家庭に対し、各種相談・訪問事業等により、育児不安や負担感の軽減を図った。	育児ストレス相談 回数及び相談者数 32回 335件 育児支援訪問件数 2,013件	B	子育てに不安や孤立感を抱えている家庭や虐待リスクのある家庭に対し、各種相談・訪問事業等により、育児不安や負担感の軽減を図った。	育児ストレス相談 回数及び相談者数 R2:194回/301件 R3:200回/345件 R4:206回/346件 R5:209回/349件 R6:207回/335件	育児支援訪問事業	再掲（19）	育児相談	再掲（110）	育児ストレス相談	育児不安等で悩んでいる保護者を対象に臨床心理士が個別相談を実施します。	
							こども未来局	こども家庭支援課 東部児童相談		B	児童相談所に専用回線を設け、子どもや家庭に問わず様々な相談に応じた。 子育てに不安や孤立感を抱えている家庭や虐待リスクのある家庭に対し、各種相談事業により、育児不安や負担感の軽減を図った。	相談件数：346件 家庭児童相談件数：2,588件 児童家庭支援センター相談件数：15,554件	B	児童相談所に専用回線を設け、子どもや家庭に問わず様々な相談に応じた。 子育てに不安や孤立感を抱えている家庭や虐待リスクのある家庭に対し、各種相談事業により、育児不安や負担感の軽減を図った。	相談件数 令和2年度：354件 令和3年度：314件 令和4年度：269件 令和5年度：377件 令和6年度：346件 家庭児童相談件数 9,711件(R2~R6) 児童家庭支援センター相談件数 64,214件(R2~R6)	子ども電話相談（東部児童相談所）	児童相談所に専用回線を設け、子どもや家庭に問わず様々な相談に応じます。	家庭児童相談	保健福祉センターに家庭相談員を配置し、子どもと家庭に関する様々な相談に応じます。	児童家庭支援センター	市内社会福祉法人に委託し、子どもに関する様々な相談に応じるとともに、児童相談所との連携を図ります。	
155	8	児童虐待防止対策の充実	2	2	③	一時的に養育が困難な方の児童の預かりや、子育ての手助けをするサービスの提供により、育児不安や負担感の軽減を図ります。	こども未来局	こども家庭支援課 幼保支援課		B	資料5に記載		B	資料5に記載	子育て短期支援事業（ショートステイ）	再掲（15）	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	再掲（16）	一時預かり事業	再掲（9）		
156	8	児童虐待防止対策の充実	2	2	④	子育て中の親同士が気軽に話ができる交流の場や、相談・情報提供を行う場を提供することにより、育児不安や負担感の軽減を図ります。	こども未来局	幼保支援課		B	資料5に記載		B	資料5に記載	エンゼルヘルパー派遣事業	再掲（112）	ファミリーサポート・センター事業	再掲（10）				
							こども未来局	幼保支援課		B	資料5に記載		B	資料5に記載	地域子育て支援拠点事業	再掲（12）						

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 内容 のNo ①	基本組 本組 内容 のNo ②	基本組 本組 内容 のNo ③	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業							
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容		
157	8	児童虐待防止対策の充実	2	2	⑤	認定こども園、幼稚園、保育園等、小・中・高等学校・特別支援学校・中等教育学校における保育士、教職員が、早期発見の視点を持ちながら、子ども一人一人をよく観察するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、学校における相談体制の充実を図ります。	教育委員会	教育支援課		B	・スクールカウンセラー 児童生徒の臨床心理に関して、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを全市立学校に配置し、児童生徒等の悩みを適切に対応する。 ・スクールソーシャルワーカー 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を行った。	スクールカウンセラーの相談件数：54,640件 スクールソーシャルワーカーの派遣事業数：300件	B	計画期間中、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを全市立学校に配置した。ニーズの高まりから、毎年、配置時期を拡充した。児童生徒の不安等に心理面から支援することができた。 また、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を行った。SSWの活動の周知が進み、派遣事業数が増加した。	スクールカウンセラーの相談件数 R2:52,379件 R3:51,774件 R4:56,973件 R5:58,130件 R6:54,640件 スクールソーシャルワーカーの派遣事業数 R2:193件 R3:206件 R4:261件 R5:251件 R6:300件	7-幼幼ケア-	いじめや不登校などに対応するため、全市立学校、全小中学校、全小中学校、特別支援学校及び中等教育学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、その保護者、教職員からの悩み等の相談にあたります。	7-幼幼ケア-	いじめ、不登校、暴力行為など、生徒指導上の課題対応のために、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置します。				
158	8	児童虐待防止対策の充実	2	2	⑥	子育てに悩みを抱える方や子ども本人からの相談に対して、近年、主要なコミュニケーションツールとなっているSNSの活用などにより相談窓口の充実を図ります。	こども未来局	こども家庭支援課 東部児童相談所 西部児童相談所	新規		資料2に記載			資料2に記載		SNSの活用などによる相談窓口の充実	子育てに悩みを抱える方や子ども本人からの相談に対して、近年、主要なコミュニケーションツールとなっているSNSの活用などにより相談窓口の充実を図ります。						
159	8	児童虐待防止対策の充実	2	2	⑦	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般から、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各区に設置します。	こども未来局	こども家庭支援課	新規		資料2に記載			資料2に記載		こども家庭総合支援拠点事業	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般からより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各区に設置します。						
160	8	児童虐待防止対策の充実	3	1	①	複雑多様化する児童と家庭の状況に的確に対応するため、児童福祉司の法定研修をはじめ、県との合同研修や任意の各種研修への参加、OJTによる児童相談所職員の資質向上とあわせ、認定こども園、幼稚園、保育園等や学校等関係機関の職員に向けた研修を実施し、支援者の資質向上を図ります。	こども未来局	東部児童相談所 西部児童相談所		B	複雑多様化する児童と家庭の状況に的確に対応するため、関係機関の職員研修を実施し、支援者の資質向上を図った。①虐待対応職員法定研修②主任児童委員向けの研修③施設職員向けの基幹的職員研修 複雑多様化する児童と家庭の状況に的確に対応するため、児童福祉司の法定研修をはじめ、県との合同研修や任意の各種研修への参加、OJTによる児童相談所職員の資質向上とあわせ、認定こども園、幼稚園、保育園等や学校等関係機関の職員に向けた研修を実施し、支援者の資質向上を図った。	①虐待対応職員法定研修 29名 ②主任児童委員向けの研修 114名 ③施設職員向けの基幹的職員研修 47名 ④関係機関職員研修 75名	B	複雑多様化する児童と家庭の状況に的確に対応するため、関係機関の職員研修を実施し、支援者の資質向上を図った。①虐待対応職員法定研修②主任児童委員向けの研修③施設職員向けの基幹的職員研修 複雑多様化する児童と家庭の状況に的確に対応するため、児童福祉司の法定研修をはじめ、県との合同研修や任意の各種研修への参加、OJTによる児童相談所職員の資質向上とあわせ、認定こども園、幼稚園、保育園等や学校等関係機関の職員に向けた研修を実施し、支援者の資質向上を図った。	①虐待対応職員法定研修 153名 ②主任児童委員向けの研修 218名 ③施設職員向けの基幹的職員研修 関係機関職員研修 令和2年度：24名 令和3年度：76名 令和4年度：62名 令和5年度：76名 令和6年度：75名	児童虐待防止研修	保健福祉センター職員や認定こども園、幼稚園、保育園等職員、主任児童委員等に対し、児童虐待防止に向けた研修を実施します。						
161	8	児童虐待防止対策の充実	3	2	①	「要保護児童対策及びDV防止地域協議会」において、虐待を受けている児童、保護者のない児童、特定妊婦など、支援が必要な児童等について、関係機関が支援方針と情報を共有し、緊密に連携して対応します。また、ヤングケアラーなど、これまであまり認知されなかった課題を抱えた児童等についても、実態把握に努めるなど、留意して対応します。	こども未来局	こども家庭支援課		B	「要保護児童対策及びDV防止地域協議会」において、要保護児童の情報共有と支援方針の検討を行った。ヤングケアラーの視点も持ち、上記検討を行った他、福祉、介護、医療、教育機関等、関係機関を対象に研修を実施した。また、小中高生を対象とした調査を実施し、実態把握に努めた。	要対協代表者会議 1回 実務者会議 18回 個別ケース検討会議 665回実施 ヤングケアラー研修 参加者 106名 参加機関 59機関	B	「要保護児童対策及びDV防止地域協議会」において、要保護児童の情報共有と支援方針の検討を行った。ヤングケアラーの視点も持ち、上記検討を行った他、福祉、介護、医療、教育機関等、関係機関を対象に研修を実施した。また、小中高生を対象とした調査を実施し、実態把握に努めた。	要対協代表者会議 毎年1回 実務者会議 毎年18回 個別ケース検討会議 2,103回実施 ヤングケアラー研修 参加者 448名 お世話をしている家族が「いる」と回答をした割合：小学5年生7.3%（109人）、中学2年生6.8%（79人）、高校1、2年生2.0%（6人）	要保護児童対策及びDV防止地域協議会	児童虐待・DVを防止するため、関係機関、団体等が要保護児童等の情報を共有し、支援内容を協議します。						
162	8	児童虐待防止対策の充実	3	2	②	情報システムの活用などにより、「要保護児童対策及びDV防止地域協議会」における専門的・効率的な情報共有の方法について検討します。	こども未来局	こども家庭支援課		B	令和4年度に導入したシステムを引き続き利用した。	-	B	令和4年度にシステムを導入し、それ以降はシステムを引き続き利用した。	-	要保護児童対策及びDV防止地域協議会システム導入	要保護児童の情報をデータベース化し、リアルタイムでの情報共有により、児童の安全確保を図ります。						
163	8	児童虐待防止対策の充実	3	2	③	千葉県警と締結した情報共有協定や千葉県人身安全関連事業連絡協議会の活用などにより、適切な役割分担の下、児童の安全確認と安全確保を的確に行っています。	こども未来局	こども家庭支援課 東部児童相談所 西部児童相談所		B	千葉県人身安全関連事業連絡協議会DV対策分科会年1回 要対協実務者会議（年18回）に県警本部少年課、警察署生活安全課が出席	千葉県人身安全関連事業連絡協議会DV対策分科会年1回（令和2年～6年）要対協実務者会議（年18回）に県警本部少年課、警察署生活安全課が出席	B	千葉県警と締結した情報共有協定や千葉県人身安全関連事業連絡協議会の活用などにより、適切な役割分担の下、児童の安全確認と安全確保を的確に行っています。 千葉県人身安全関連事業連絡協議会DV対策分科会に出席し、県警本部人身安全課、千葉県とDV事業における同僚児童の安全確保についても情報交換を行った。	千葉県警との情報共有	千葉県警との間に締結した情報共有協定や、千葉県人身安全事業連絡協議会の活用などにより、児童の安全確認と安全確保を的確に行っています。							
164	8	児童虐待防止対策の充実	4	-	①	既に配置されている弁護士や警察官OB等の専門人材を活用し、困難なケースに的確に対応していきます。	こども未来局	東部児童相談所 西部児童相談所		B	既に配置されている弁護士や警察官OB等の専門人材を活用し、困難なケースに的確に対応した。	-	B	既に配置されている弁護士や警察官OB等の専門人材を活用し、困難なケースに的確に対応した。	-	弁護士・警察官OBの配置	弁護士、警察OBを引き続き配置し、困難なケースに的確に対応していきます。						
165	8	児童虐待防止対策の充実	4	-	②	児童福祉法施行令改正による児童福祉司の配置標準見直し（令和4年度までに）に基づき、増員します。	こども未来局	東部児童相談所 西部児童相談所	拡充		資料2に記載			資料2に記載		児童福祉司の増員	児童福祉法施行令改正の配置標準に基づき、児童福祉司を増員します。						
166	8	児童虐待防止対策の充実	4	-	③	児童心理司の配置基準の法定化に基づき、増員します。（令和6年度までに）	こども未来局	東部児童相談所 西部児童相談所	拡充		資料2に記載			資料2に記載		児童心理司の増員	児童心理司の配置基準の法定化に基づき、増員します。（2024年度までに）						

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 策内容 No.①	基本組 本組 策内容 No.②	基本組 本組 策内容 No.③	基本施策の取組内容③	所管課			実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業						
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容	
167	8	児童虐待防止対策の充実	5	-	①	子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保護委託等を活用し、一時保護所の在日数を短縮します。	こども未来局	東部児童相談所 西部児童相談所	拡充		資料2に記載			資料2に記載		一時保護環境の改善・体制強化	子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保護委託等を活用し、一時保護所の在日数を短縮します。					
168	8	児童虐待防止対策の充実	5	-	②	異なる年齢、異なる行動様式のある児童が、健康的かつ文化的に充実した生活を過ごすことができるように、一時保護所の環境を改善します。	こども未来局	東部児童相談所		B	異なる年齢、異なる行動様式のある児童が、健康的かつ文化的に充実した生活を過ごすための、環境改善を行った。学習に関しては学齢児に対して、一斉指導によるSSTや学活、教科学習の時間を設け、一人一人の力に合わせて学習の内容や方法を工夫し、学びの充実を図った。また生活面においては新しい食器の購入や余暇に用いるボードゲーム等の充実を図った。	定員数 42名（幼児10名、学齢児32名（男子16名、女子16名））	B	異なる年齢、異なる行動様式のある児童が、健康的かつ文化的に充実した生活を過ごすための、環境改善を行った。学習に関しては学齢児に対して、一斉指導によるSSTや学活、教科学習の時間を設け、一人一人の力に合わせて学習の内容や方法を工夫し、学びの充実を図った。また生活面においては新しい食器の購入や余暇に用いるボードゲーム等の充実を図った。	定員数 42名（幼児10名、学齢児32名（男子16名、女子16名））	一時保護所の環境改善	異なる年齢、異なる行動様式のある児童が、健康的かつ文化的に充実した生活を過ごすことができるように、体験学習や歯科検診等の実施、教材や玩具等物品の購入などを行うことで、一時保護所の環境を改善します。					
169	9	社会的養育体制の充実	1	1	①	家庭養育を推進するため、NPOと協働し、里親のリクルートから委託後まで、包括的な支援を行うことにより、里親の担い手を確保するとともに、ファミリーホームを増設します。	こども未来局	こども家庭支援課 東部児童相談所	拡充		資料2に記載			資料2に記載		家庭養育の推進	NPOと協働し、里親のリクルートから委託後の支援まで、包括的な支援を行うことにより、里親の担い手を確保し、里親委託を推進するとともに、養育者の住居で家庭的な雰囲気のもと、児童の健全な成長を支援するファミリーホームの増設を推進します。					
170	9	社会的養育体制の充実	1	2	①	社会的養育を要する児童・乳幼児の養育を行う児童養護施設・乳児院において、家庭的環境である小規模グループケアでの養育を推進します。	こども未来局	こども家庭支援課	拡充		資料2に記載			資料2に記載		小規模グループケアでの養育	社会的養育を要する児童・乳幼児の養育を行う児童養護施設・乳児院において、家庭的環境である小規模グループケアでの養育を推進します。					
171	9	社会的養育体制の充実	1	3	①	「新しい社会的養育ビジョン」、干渉型社会的養育推進計画（仮）」と調整を図り、児童養護施設等の多機能化・地域分散化を検討します。また、よりよい養育環境を確保するため、施設的环境改善を図ります。	こども未来局	こども家庭支援課		B	児童養護施設等の多機能化・地域分散化のための助成及び施設的环境改善のための助成を行った。	児童養護施設等の多機能化・地域分散化のための助成 3件 施設的环境改善のための助成 3件	B	児童養護施設等の多機能化・地域分散化のための助成及び施設的环境改善のための助成を行った。	《令和2～6年度》 児童養護施設等の多機能化・地域分散化のための助成 8件 施設的环境改善のための助成 43件（新型コロナウイルス感染症対策に関するものを含む）	児童養護施設等の多機能化・地域分散化・環境改善	児童養護施設等の多機能化・地域分散化（定員6人の地域小規模児童養護施設や分園型グループケア）を検討します。また、よりよい養育環境を確保するため、施設的环境改善を図ります。					
172	9	社会的養育体制の充実	1	4	①	支援が必要な母子を入所させ、保護するとともに、母子の自立の促進のため、生活を支援し、あわせて退所者への相談その他の援助を行います。	こども未来局	こども家庭支援課		B	支援が必要な母子について、入所の手続きを行うとともに、生活再建のための援助を行った。	入所世帯延件数 264世帯	B	支援が必要な母子について、入所の手続きを行うとともに、生活再建のための援助を行った。	R2～R6入所世帯延件数 計1,514世帯	母子生活支援施設での支援	支援が必要な母子を入所させ、保護するとともに、母子の自立の促進のため、生活を支援し、あわせて退所者への相談その他の援助を行います。					
173	9	社会的養育体制の充実	2	1	①	里親等への研修を充実し、個々の児童の養育の質を高めます。	こども未来局	こども家庭支援課 東部児童相談所		B	登録里親を対象とした研修を実施した。	全里親対象研修 2回	B	全里親を対象とした研修の実施等、養育の質の向上を図った。	全登録里親などを対象とした研修 31回	里親等研修の充実	措置児童の個別の状況・課題にきめ細やかに対応するため、里親・施設職員との質向上を図るための研修を実施します。					
174	9	社会的養育体制の充実	2	2	①	児童養護施設等を退所予定又は退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援します。	こども未来局	こども家庭支援課		B	千葉県と共同で退所児童等アフターケア事業（社会的養育自立支援拠点）を実施した。	相談件数 240件	B	令和5年度までは退所児童等アフターケア事業、令和6年度は当該事業を社会的養育自立支援拠点事業に位置付け、退所予定又は退所後の児童に対し、相談支援等を実施し、その件数も着実に増やしてきた。	令和6年度相談件数 240件 ※令和2年度比 +221件	自立援助ホーム	児童養護施設退所児童等、義務教育終了後15歳から20歳までの家庭がない児童や、家庭にいないことができない児童が共同で生活する場において、自立に向けた支援を行います。					
175	9	社会的養育体制の充実	2	2	②	児童養護施設等への入所措置を受けてきた者で自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について以下の支援を行います。 ・現施設での居住継続に必要な支援を原則22歳の年度末まで行う。 ・退所後の児童に対し、自立への支援を行う。	こども未来局	こども家庭支援課 東部児童相談所 西部児童相談所		B	現施設等での居住継続に必要な支援を実施した。	措置延長解除後の児童自立生活援助事業利用者 5件	B	令和5年度までは社会的養育自立支援事業等、令和6年度は児童自立生活援助事業により措置解除後の現施設等での居住継続に必要な支援を実施した。令和6年度以降は、年齢要件が緩和され、一定の条件を満たせば22歳の年度末以降も引き続き必要な支援を実施することが可能となった。	令和2～6年度の生活支援等件数 22件	児童の自立支援	児童養護施設等への入所措置を受けてきた者で措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を実施することにより、将来の自立に結びつきます。					

取組内容に対する評価

濃い塗りつぶし部分は、
令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
B：概ね計画どおり実施した
C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
D：未実施（休止・中止等）
※一部実施できなかった、実施のために準備・検討したを含む。
-：評価対象なし

資料3

No	基本施策No	基本施策名	基本組 本組 策内容 のNo ①	基本組 本組 策内容 のNo ②	基本組 本組 策内容 のNo ③	基本施策の取組内容③	実施内容 令和6年度			実施内容 最終評価			該当事業									
							局	課	新規・拡充・見直し	評価	実施内容	参考値	評価	計画期間の実施内容	参考値	① 事業名	① 事業内容	② 事業名	② 事業内容	③ 事業名	③ 事業内容	
190	11	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援	2	3	①	ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者に対し社会的自立を促すため、地域の青少年育成団体、福祉機関等の関係機関が支援を行います。	こども未来局	健全育成課		再掲			再掲		青少年育成委員会活動事業	再掲（132）	青少年相談員活動事業	再掲（133）				
							保健福祉局	精神保健福祉課		ひきこもり地域支援センターを運営した。	延相談件数2,349件（243日開所）		ひきこもり地域支援センターを運営した。	延相談件数12,418件（1,213日開所）	ひきこもり地域支援センターの設置・運営	子ども・若者総合相談センター（Link）をはじめ、関係機関との連携を図り、ひきこもり状態にある方やご家族からの相談に応じ、適切な助言や家庭訪問などの包括的な支援を行います。						
							教育委員会	教育センター 教育支援課		<ul style="list-style-type: none"> ・ステップルームティーチャー 様々な要因で教室に入ることができず、教室以外の別室に登校する児童に対して、専任の支援員（ステップルームティーチャー）を配置し、毎日継続して個別の学習支援やきめ細やかな相談支援を行った。 ・教育支援センター「ライトポート」各ライトポート（全6所）に、小学部2名、中学部4名、チーフ指導員1名の計7名の指導員を配置している。不登校児童生徒の社会的自立や学校生活への復帰を目指し、支援を行った。 ・家庭訪問相談員派遣 家庭に引きこもりがちな児童生徒への対応として10名の相談員を派遣した。様々な不登校の状況に応じて、相談や学習支援、ゲームで遊ぶ等の支援を行った。また、重篤化、長期化する不登校児童生徒や保護者への支援として、家庭訪問カウンセラーを4名から9名に増員し、継続的なカウンセリングを行った。 	ステップルームティーチャーを小学校7校、中学校3校配置した。 「欠席が減った、教室復帰が増えた」等改善が見られた割合：90.4% 教育支援センター「ライトポート」入級者数：412名 家庭訪問相談員派遣件数：43件 家庭訪問相談員派遣回数：750回 家庭訪問カウンセラー派遣件数：78件 家庭訪問カウンセラー派遣回数：1,319件	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップルームティーチャー 様々な要因で教室に入ることができず、教室以外の別室に登校する児童に対して、専任の支援員を配置したことにより、毎日継続して指導・支援することが可能になり、個別の学習支援やきめ細やかな相談支援を行うことができた。また、児童生徒だけでなく、保護者の相談を受けることもできた。 ・教育支援センター「ライトポート」小学生専用教室の設置や指導員の増員を行うなど、増加する不登校児童生徒の支援体制の整備を進めた。多くの不登校児童生徒が安心して通える環境となった。 ・家庭訪問相談員派遣 家庭訪問相談員に加え、家庭訪問カウンセラーを配置するなど、児童生徒やその保護者へ専門的な支援を行い、心理的安定に繋げた。 	ステップルームティーチャー配置R5小2校、中2校、R6小7校、中3校。 「欠席が減った、教室復帰が増えた」等改善が見られた割合：90.4%（R6調査） 教育支援センター「ライトポート」入級者数 R2：128名→R6：412名 家庭訪問相談員派遣件数 R2：66件→R6：121件 家庭訪問相談員派遣回数 R2：1,329回→R6：2,069回	教育支援センター「ライトポート」	「教育支援センター（ライトポート）」での少人数での巡回指導活動を通じて、不登校児童生徒の社会的自立や学校生活への復帰を支援します。	家庭訪問相談員	相談員が自宅等でひきこもり状態にある不登校児童生徒の家庭訪問をして心のケアを図り、社会的自立や学校生活への復帰を支援します。	スクールカウンセラー	再掲（210）			
こども未来局	健全育成課		再掲			再掲		子ども・若者総合相談センター運営事業	再掲（247）													
191	11	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援	2	3	②	ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者を支える家族に対し、本人との関わり方に関する助言・アドバイスを行うなど、支援機関と連携して支援を行います。	こども未来局	健全育成課		再掲			再掲		子ども・若者総合相談センター運営事業	再掲（247）						
							保健福祉局	精神保健福祉課		<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり地域支援センターを運営した。 ・ひきこもり家族セミナーを開催した。 	延相談件数2,349件（243日開所） 延参加者数20人（5回開催）		<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり地域支援センターを運営した。 ・ひきこもり家族セミナーを開催した。 	延相談件数12,418件（1,213日開所） 延参加者数114人（26回開催）	ひきこもり地域支援センターの設置・運営	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり家族セミナー	家族に、不登校やひきこもりの若者がいる方を対象に、「家族の対応を考える」をテーマにして、参加者が悩んでいることを話し、助言を受けるセミナーを実施します。				
192	11	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援	2	3	③	複合的な課題を抱える生活困難家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。	こども未来局	こども家庭支援課	拡充	資料2に記載		資料2に記載		子どもナビゲーター事業	複合的な課題を抱える生活困難家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。							